



かいけつサポート

認証紛争解決サービス

かいけつサポート 事業者ガイドブック

～認証紛争解決事業者の詳細を一覧に～

近畿・東海・北陸版

[令和4年4月1日現在]

「かいけつサポート」は
法務大臣の認証を受けた民間の紛争解決サービスです。

法務省

はじめに

- 1 各事業者のページに掲載されている情報は、令和4年4月1日現在の情報です。
- 2 本ガイドブックに掲載されている事業者は、令和4年2月1日現在で認証を受けている事業者です。最新の情報は、法務省の「かいけつサポート」のホームページ (<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/index.html>) を御覧ください。
- 3 各事業者のページ（3ページ以降）は、各事業者が作成した情報を法務省で取りまとめたものです。
- 4 目次の事業者名の後ろの括弧書きは、事業者が認証紛争解決手続を行う事務所の名称です。
- 5 事業者によっては、取り扱う紛争の範囲が複数の都道府県にまたがっている場合があります（例えば、東京都に住所がある事業者であっても、東京都以外の都道府県で発生した紛争も取り扱っている場合があります。）。また、テレビ会議システム等を利用した、オンラインによる調停を実施している場合もあります。詳しくは、各事業者のホームページを御覧いただくか、各事業者に直接お尋ねください。
- 6 目次における各種法人の法人名は、以下のとおりの略称で表記しています。
 - 特定非営利活動法人・・・NPO法人
 - 一般社団法人・・・・・・・・（一社）
 - 公益社団法人・・・・・・・・（公社）
 - 一般財団法人・・・・・・・・（一財）
 - 公益財団法人・・・・・・・・（公財）
 - 学校法人・・・・・・・・（学）

目 次

- 「かいけつサポート」って何? 1
- 「かいけつサポート」を利用するには 2

1. 全国対応可能（事業者が出張・テレビ会議等で実施可能）な事業者

《民事一般》

- ミドルマン株式会社(Teuchi) 3

《商事一般》

- (一社) 日本商事仲裁協会（日本商事仲裁協会） 4
- (公財) 全国中小企業取引振興協会（下請かけこみ寺本部） 5

《知的財産関係》

- (一財) ソフトウェア情報センター（ソフトウェア紛争解決センター） 6

《消費者関係》

- (一財) 家電製品協会（家電製品PLセンター） 7
- (公財) 自動車製造物責任相談センター 8
- NPO法人留学協会（留学トラブル解決機関） 9

《事業再生関係》

- (一社) 事業再生実務家協会（ADR事業本部） 10
- (一社) 日本企業再建研究会（事業承継ADRセンター） 11

《金融・保険関係》

- NPO法人証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC） 12
- (一社) 日本共済協会（日本共済協会共済相談所） 13

《労働関係》

- (一社) 日本フランチャイズチェーン協会(コンビニエンスストア相談センター) 14

《生活環境関係》

- (公社) 日本不動産鑑定士協会連合会（不動産鑑定士調停センター） 15
- (一社) 日本不動産仲裁機構（日本不動産仲裁機構ADRセンター） 16
- (一社) 日本マンション管理士会連合会（マンション紛争解決センター） 17

《家事関係》

- 小泉道子（家族のためのADRセンター） 18
- 水田耕二（離婚と相続のADRセンター） 19
- (一社) びじっと・離婚と子ども問題支援センター（ADRくりあ） 20

2. 富山県

《労働関係》

- 富山県社会保険労務士会（社労士会労働紛争解決センター富山） 21

3. 石川県

《労働関係》

石川県社会保険労務士会（社労士会労働紛争解決センター石川） …… 2 2

《生活環境関係》

石川県土地家屋調査士会（境界問題相談センターいしかわ） …… 2 3

4. 福井県

《労働関係》

福井県社会保険労務士会（社労士会労働紛争解決センター福井） …… 2 4

5. 岐阜県

《民事一般》

岐阜県司法書士会（岐阜県司法書士会司法書士調停センター 愛称:あゆみ） … 2 5

《労働関係》

岐阜県社会保険労務士会（社労士会労働紛争解決センター岐阜） …… 2 6

《生活環境関係》

岐阜県土地家屋調査士会（境界紛争解決センターぎふ） …… 2 7

6. 静岡県

《民事一般》

静岡県司法書士会（静岡県司法書士会調停センターふらっと） …… 2 8

《労働関係》

静岡県社会保険労務士会（社労士会労働紛争解決センター静岡） …… 2 9

《生活環境関係》

静岡県土地家屋調査士会（静岡境界紛争解決センター） …… 3 0

静岡県行政書士会（行政書士ADRセンター静岡） …… 3 1

7. 愛知県

《民事一般》

愛知県弁護士会（愛知県弁護士会紛争解決センター） …… 3 2

愛知県弁護士会（愛知県弁護士会西三河支部紛争解決センター） …… 3 3

《民事一般、生活環境関係、家事関係》

愛知県司法書士会（愛知県司法書士会調停センター） …… 3 4

《知的財産関係》

日本知的財産仲裁センター（日本知的財産仲裁センター(JIPAC)名古屋支部） … 3 5

《労働関係》

愛知県社会保険労務士会（社労士会労働紛争解決センター愛知） …… 3 6

《生活環境関係》

愛知県土地家屋調査士会（あいち境界問題相談センター） …… 3 7

《生活環境関係、交通事故関係》

愛知県行政書士会（行政書士ADRセンター愛知）…………… 3 8

《家事関係》

（公社）家庭問題情報センター（名古屋ファミリー相談室）…………… 3 9

8. 三重県

《労働関係》

三重県社会保険労務士会（社労士会労働紛争解決センター三重）…………… 4 0

《生活環境関係、交通事故関係》

三重県行政書士会（行政書士ADRセンター三重）…………… 4 1

9. 滋賀県

《民事一般》

滋賀県司法書士会（滋賀県司法書士会調停センター「和（なごみ）」）… 4 2

《労働関係》

滋賀県社会保険労務士会（社労士会労働紛争解決センター滋賀）…………… 4 3

《生活環境関係》

滋賀県土地家屋調査士会（境界問題解決支援センター滋賀）…………… 4 4

10. 京都府

《民事一般》

京都弁護士会（京都弁護士会紛争解決センター）…………… 4 5

京都司法書士会（京都司法書士会調停センター）…………… 4 6

《労働関係》

京都府社会保険労務士会（社労士会労働紛争解決センター京都）…………… 4 7

《生活環境関係》

京都土地家屋調査士会（京都境界問題解決支援センター）…………… 4 8

《家事関係》

京都府行政書士会（京都外国人の夫婦と親子に関する紛争解決センター）… 4 9

11. 大阪府

《民事一般》

（公社）民間総合調停センター…………… 5 0

《知的財産関係》

日本知的財産仲裁センター（日本知的財産仲裁センター(JIPAC)関西支部）… 5 1

《消費者関係》

（公社）日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会（Consumer ADR）… 5 2

《労働関係》

大阪府社会保険労務士会（社労士会労働紛争解決センター大阪）…………… 5 3

《生活環境関係》

大阪土地家屋調査士会（境界問題相談センターおおさか）	5 4
----------------------------	-----

《生活環境関係、交通事故関係》

大阪府行政書士会（行政書士ADRセンター大阪）	5 5
-------------------------	-----

《家事関係》

（公社）家庭問題情報センター（大阪ファミリー相談室）	5 6
----------------------------	-----

12. 兵庫県

《民事一般》

兵庫県弁護士会（兵庫県弁護士会紛争解決センター）	5 7
--------------------------	-----

兵庫県司法書士会（兵庫県司法書士会調停センターぽると）	5 8
-----------------------------	-----

《労働関係》

兵庫県社会保険労務士会（社労士会労働紛争解決センター兵庫）	5 9
-------------------------------	-----

《生活環境関係》

兵庫県土地家屋調査士会（境界問題相談センターひょうご）	6 0
-----------------------------	-----

《生活環境関係、交通事故関係》

兵庫県行政書士会（行政書士ADRセンター兵庫）	6 1
-------------------------	-----

13. 奈良県

《労働関係》

奈良県社会保険労務士会（社労士会労働紛争解決センター奈良）	6 2
-------------------------------	-----

《生活環境関係、交通事故関係》

奈良県行政書士会（行政書士ADRセンター奈良）	6 3
-------------------------	-----

14. 和歌山県

《民事一般》

和歌山弁護士会（和歌山弁護士会紛争解決センター）	6 4
--------------------------	-----

《労使関係》

和歌山県社会保険労務士会（社労士会労働紛争解決センター和歌山）	6 5
---------------------------------	-----

《生活環境関係》

和歌山県土地家屋調査士会（境界問題相談センターわかやま）	6 6
------------------------------	-----

《生活環境関係、交通事故関係》

和歌山県行政書士会（行政書士ADRセンター和歌山）	6 7
---------------------------	-----



「かいけつサポート」って何？

■ 裁判は大変そう

身の回りで起こる様々なもめ事やトラブルには、裁判できちんと白黒の決着をつけたいというものもあれば、裁判によらずに話し合いで解決したいというものもあります。また、トラブルを解決したいのはやまやまだが、裁判までするには大げさな感じがするし、一旦裁判になれば時間や費用も随分かかりそうだ、という心配もあるかもしれません。



■ 話し合いによる解決

様々な民事上のトラブルについて、裁判以外の方法でトラブルを解決する方法があります。これを「裁判外紛争解決手続(ADR※)」と呼んでいます。一般的には、調停とか、あっせんと呼ばれていますが、裁判所で行われている調停だけでなく、行政機関や民間事業者が行っているものもあります。

※ADRとは、Alternative Dispute Resolutionの頭文字をとった略語です。



■ 法務大臣が認証

「かいけつサポート」は、民間事業者が行う紛争解決サービスのうち、当事者と利害関係のない公正中立な第三者が、トラブルになった当事者の間に入り、双方の言い分をよく聴いて、専門家としての知見をいかして話し合いによって柔軟な解決を図るサービスで、法律で定められた厳格な基準をクリアしているとして法務大臣の認証を受けたものです。そのため、安心して「かいけつサポート」を御利用いただくことができます。



■ 裁判と「かいけつサポート」の一般的な違い(主なもの)

	裁判	かいけつサポート
実施主体	裁判官	各分野の専門家
秘密の保護	公開	非公開(原則)
手続の進行	民事訴訟法に従った手続進行	ニーズに応じた柔軟な手続進行が可能
費用	裁判所の訴訟費用	認証を受けた民間事業者に支払う費用
強制執行力	あり	なし

認証ADR機関の基本情報	
事業者名	ミドルマン株式会社
住所	
名称	Teuchi(テウチ)
	TEL: E-mail: URL: https://www.teuchi.online/
取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)	
<p>【民事一般】離婚、相続、敷金、労働、金融、事業承継、デジタルプラットフォーム上のトラブル等、個人間トラブルから法人間トラブルに至るまで、民事に関するトラブル全般を広く取り扱います。 オンライン完結サービスですので全国対応可能。</p>	
アピールポイント	
<p>Teuchiは、スマホひとつでトラブルを解決する、まったく新しい紛争解決サービスです。 【Teuchiの特徴とメリット】 Point1: 申立てから解決まで最短2週間。無駄なくスピーディーに、トラブルの和解条件交渉を進められます。 Point2: オンラインチャット完結。相手と直接顔を合わせたり、話し合いの時間を調整する必要がありません。 Point3: 料金は約3万円～。成約手数料は一切いただきません。リーズナブルな価格でご利用いただけます。</p>	
手数料	
申請手数料	相手方への通知を電子メールで行う場合:1,650円(税込) 相手方への通知を配達証明郵便で行う場合:3,300円(税込)
期日手数料	ご利用料金については、申立料金及び調停料金にて構成されています。申立料金については定額ですが、調停料金につきましては、取り扱う類型や事案の性質により異なりますので、最新のご利用料金につきましては、TeuchiのWebサイトからご確認ください。
成立手数料	
その他	
実施方法	
実施日時	24時間365日対応
手続実施者の構成	弁護士および認定司法書士
解決までの標準期間	2週間
オンラインによる申込み	可
オンライン調停	可(専用チャットシステムを利用)
解決事例・相談事例等	
<p>想定する利用者(例) 【離婚】相手と直接やりとりしたくない/忙しくて話し合う時間がとれない 【敷金】解約したマンションの敷金が戻ってこない/原状回復費用が敷金では足りない 【ネット上のトラブル】購入した商品が破損していた/言いがかりをつけられ代金が未払い</p>	
その他特記事項等	
<p>Teuchiは、国内で初めて認証されたオンライン完結型ADRサービスです。</p> <p>裁判でもない、泣き寝入りでもない、第三の選択肢。</p>	
	
	

・詳細は、こちら(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0171.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報	
事業者名	一般社団法人 日本商事仲裁協会
住所	東京都千代田区神田錦町三丁目17番地 廣瀬ビル3階
名称	一般社団法人 日本商事仲裁協会 TEL: 03-5280-5161 E-mail: mediation@jcaa.or.jp URL: http://www.jcaa.or.jp
取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)	
【商事一般】商事に関する紛争 全国対応可能	
アピールポイント	
<ul style="list-style-type: none"> ● 歴史と実績 日本商工会議所から紛争解決機関として独立してから68年。これまで取り扱った国内・国際 の調停の事件数は数百件に及びます。 ● 迅速な紛争解決 調停手続の開始から3か月という期限を定めることで、非常に短期間での紛争解決を 図ります。 ● 小規模な紛争から、大規模な紛争まで 数百万円の小規模な紛争から、1千億円を超える大規模な紛争まで多様な紛争を取り扱って います。 	
手数料	
申請手数料	5万5千円 調停手続が開始されない場合は、申立料金を申立人に返還します。
管理料金	調停人報償金の総額の10%。
調停人報償金	当事者に別段の合意がない限り、時間単価制で、時間単価は調停人1人 当たり5万5千円
その他	上記のほか、調停期日開催のための借室料 調停人経費(交通費、宿泊費(食事代その他の費用を含め一泊あたり 6万円)、郵便、クーリエ、電話、コピー等の経費として当協会が認めるもの)
実施方法	
実施日時	月～金/午前9時30分～午後5時(土日祝祭日を除く)
手続実施者の構成	弁護士・研究者・技術者など
解決までの標準期間	調停手続の開始から3か月
オンラインによる申込み	オンラインによる申立て(メールに申立書を添付して提出)は可能です。
オンライン調停	オンライン調停(Web会議システムなどを利用した調停)は可能です。 調停人や当事者の意向に応じ、オンライン会議のホストを務めたり、オンライン での会議が滞りなく進むようサポートを行います。
解決事例・相談事例等	
<p>【解決事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・A社は長年取引関係のあるB社に対して、衣料品を発注した。 ・B社は衣料品を納入し、代金1500万円をA社に請求したが、A社からは代金の支払いがなかった。 ・B社は、A社が一括して代金を支払うことができない財務状態なのではないかと考えていたが、一部でも支払ってもらいたいと強く望んでいた。 ・当協会が選任した調停人は、A社から個別に財務状態について丁寧に確認しつつ、1日かけて支払い条件について調停した。 ・A社はB社に対し、700万円を5年かけて分割して支払うことで和解が成立した。 	
その他特記事項等	
<ul style="list-style-type: none"> ● 調停規則(2020) 調停人の数の選択、調停手続の進め方等の調停手続を進める上で重要となる事項について きめ細やかな規定を置くとともに、調停手続の主張等の取扱いについても詳細な規定を 置いています。 	

認証ADR機関の基本情報	
事業者名	公益財団法人 全国中小企業振興機関協会
住所	東京都中央区新川2丁目1番9号 石川ビル
名称	<p>下請かけこみ寺本部</p> <p>TEL: 03-5541-6655 E-mail: kakekomi@zenkyo.or.jp URL: http://www.zenkyo.or.jp/</p>
取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)	
<p>【商事一般】下請取引に関する紛争 (中小企業者からの申立てに基づく企業間取引に起因するトラブル) ※ 全国対応可能(各都道府県に窓口及び手続実施者が配置されております。)</p>	
アピールポイント	
<p>当下請かけこみ寺では、経験豊富な相談員等を配置し、全国47都道府県に相談窓口を設置し、中小企業者からの企業間取引に起因するトラブルに対し、相談に応じております。平成20年5月からADR事業を開始し、迅速な紛争解決を実施するために調停人候補者100名を超える弁護士を全都道府県に配置することで、全国で調停事業を実施しております。相談及び調停手続の費用は無料となっております。</p>	
手数料	
申請手数料	不要
期日手数料	不要
成立手数料	不要
その他	調停に関する交通費、書類の送料等は当事者各自が負担。 和解が成立した場合、作成した和解契約書に印紙の添付が必要な場合は、その印紙代を当事者間で均等に負担。
実施方法	
実施日時	平日の月曜日～金曜日(土日祝日を除く)9時～17時(但し、12時～13時を除く)
手続実施者の構成	弁護士1名
解決までの標準期間	約3か月
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可(一部の弁護士は対応)
解決事例・相談事例等	
<p>代金の未払い、契約解除、損害賠償請求 ※金融取引に関する紛争及び労働関係に関する紛争は除きます。</p>	
その他特記事項等	
下請かけこみ寺	

認証ADR機関の基本情報	
事業者名	一般財団法人ソフトウェア情報センター
住所	〒105-0003 東京都港区西新橋3-16-11 愛宕イーストビル
名称	ソフトウェア紛争解決センター TEL: 03-3437-3071 E-mail: kaiketsu@softic.or.jp URL: https://www.softic.or.jp/adr/
取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)	
ソフトウェアに関連する紛争 ～ ソフトウェアに関する著作権、特許、商標等 ～ 企業間におけるシステム、コンテンツ、データベースの開発等の取引全般 ～ 全国対応可能(御相談に応じてWeb会議システム等を利用した対応も検討します。)	
アピールポイント	
<ul style="list-style-type: none"> ・ あっせん人候補者として、ソフトウェア分野の紛争の経験・実績が豊富な弁護士及び技術関係者等の専門家が揃っていて、これらの方々を申立人が選ぶこともできますし、当センターにお任せいただくこともできます。 ・ 当事者が紛争状態であることを、関係取引先に知られることなく手続を進めることができます。 ・ 案件にもよりますが、3か月～6か月の間に解決を目指します。 	
手数料	
申請手数料	申立額に応じて所定の計算式により算出した額を加えた額(税別)
期日手数料	1当事者11万円/回
成立手数料	各当事者の解決利益額を元に所定の計算式により算出した額(税別)
その他	必要に応じて掛かった費用の実費
実施方法	
実施日時	月～金/9時30分から16時30分(ただし、12時から13時を除く)
手続実施者の構成	弁護士2名、技術関係者1名を原則
解決までの標準期間	3か月～6か月を目標
オンラインによる申込み	書類の提出が必要(正式申立て時)(事前相談等はオンラインで可能)
オンライン調停	Web会議システムを利用可能(期日等)
解決事例・相談事例等	
<p>【解決事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ システム開発で納期までに納品されないため、その損害賠償を求めたケース。あっせん案では、一旦、当該開発契約を解除した上で新たな納期を定め、引き続き相手方ベンダーが完成に向けて開発を行うこととし、そのために必要な条件を定めるという解決が示され合意されました。 ○ 長年使っていたシステムの新システム移行時に不具合が見つかり、当該不具合により払う必要のない税金を払わされたとして、ユーザがベンダーに対し既払いの税金分の損害賠償を求めたケースで、争点は消滅時効との関係で不法行為の起算点をどう考えるかの問題でした。両当事者は決定的な紛争は避けたいと考えていたことから、あっせん人が法見解を踏まえた適正額の見解を両当事者に示して合意されました。 	
その他特記事項等	
<p>当センターでは、「和解あっせん手続」(中立の第三者[あっせん人]が、当事者の紛争解決のための自主的な合意形成を支援する手続)のほか、「仲裁手続」(中立の第三者[仲裁人]が裁判所に代わって確定判決と同一の効力を持つ「仲裁判断」を示す手続)、「中立評価手続」(中立の第三者[中立評価人]が、技術的な事項や法的な問題等についての判断(評価)又は解決案の提示を行う手続で、原則、申立てから3か月のうちに中立評価書の作成を目指す)、「単独判定手続」(単独の申立人が申し立てた申立事項に関し中立の第三者[単独判定人]が判定を行う手続で、原則、申立てから3か月のうちに単独判定書の作成を目指す)を提供しています。</p> <p>紛争事案に応じて最適と考えられる手続を御案内しますので、お気軽に御相談ください。</p>	

・詳細は、こちら(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0018.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報	
事業者名	一般財団法人 家電製品協会
住所	東京都千代田区霞が関三丁目7番1号 霞が関東急ビル5階
名称	家電製品PLセンター TEL: 0120-551-110(フリーダイヤル) E-mail: Webサイトにて受付 URL: www.aeha.or.jp/plc/
取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)	
【消費者関係】家電製品の欠陥に関する紛争(据付工事等に起因する事故の紛争は除く) ※全国対応可能	
アピールポイント	
当センターは、家電製品の専門家が製品事故や品質・安全性等のご相談をお受けします。また、家電製品の事故による一般消費者と製造業者等との紛争を解決するための助言を行ったり、「斡旋手続」や「裁定手続」による紛争解決を図ります。 (1) 中立・公正 客観的な事実に基づき、中立的な立場を堅持しつつ、公正かつ適正に対応することを基本理念とし、プライバシーや秘密を守ります。 (2) 迅速な対応 裁判のような煩雑な手続きが不要のため、「斡旋手続」・「裁定手続」の迅速な解決を図ります。 (3) 相談・斡旋は無料 「相談業務」・「斡旋手続」のサポートは、無料です。 ※「裁定手続」は1万円	
手数料	
申請手数料	「相談手続」・「斡旋手続」: 無料 「裁定手続」: 10,000円(税込)
期日手数料	なし
成立手数料	なし
その他	当事者の要請による外部機関での原因究明等の費用は当事者負担
実施方法	
実施日時	平日9:30~17:00 / 土・日・祝日及び年末年始等の当協会休日を除く
手続実施者の構成	斡旋: カウンセラーまたは顧問弁護士 裁定: 弁護士等3~5名
解決までの標準期間	斡旋: 約4か月 裁定: 約6か月
オンラインによる申込み	-
オンライン調停	-
解決事例・相談事例等	
【解決事例】 ・家電製品からの発火による、家屋・家財の損害補償に関する紛争の解決 ・家電製品による負傷事故の補償に関する紛争の解決 ・家電製品からの水漏れによる、家屋・家財の損害補償に関する紛争の解決	
その他特記事項等	
<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: space-between;"> <div style="text-align: center;">  <p>家電製品による事故や 品質・安全性等のご相談は</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>Webサイトはこちら </p> <p>https://www.aeha.or.jp/plc/</p> </div> <div style="text-align: center;">  </div> </div> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="text-align: center;"> <p>フリーダイヤル</p> <p>0120-551-110</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>ここ一番は110番!</p> <p>平日 9:30~17:00 (土・日・祝日及び当協会休日を除く)</p> </div> <div style="text-align: center;">  </div> </div>	

・詳細は、こちら(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0003.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	公益財団法人 自動車製造物責任相談センター
住所	東京都千代田区内幸町2丁目2番3号 日比谷国際ビル18階
名称	自動車製造物責任相談センター TEL: 0120-028-222 E-mail: jidousha@adr.or.jp URL: http://www.adr.or.jp/

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【消費者関係】商品の欠陥に関する紛争
(自動車、バイク(原動機付自転車含む)及びそれらの部品、用品)
製品の製造物責任(PL)及び品質に関わるトラブル
全国対応可能(電話を利用した和解の斡旋も可能です)

アピールポイント

- ・当相談センターは、内閣府の認定を受けた公益財団法人です。
- ・当相談センターは、和解の斡旋と審査の手続きを実施しており、ともに経験豊富な専門家(和解の斡旋は弁護士、審査は法学者、工学者、弁護士、消費者問題専門家からなる審査委員会)が対応します。
- ・事務所に来訪できない方のために、和解の斡旋は電話、審査は電話またはテレビ会議でも実施しており、遠隔地の方も利用可能です。
- ・和解の斡旋は無料、審査は当事者双方から5,000円と非常に低廉安価です。
- ・相談受付 月～金曜日(除く祝日・年末年始) 10:30-12:00 13:00-16:00

手数料

申請手数料	和解の斡旋:なし 審査:申立人、相手方の双方から5,000円(税込)
期日手数料	なし
成立手数料	なし
その他	なし

実施方法

実施日時	和解の斡旋:平日14時～ 審査:平日18時～(日時は指定します)
手続実施者の構成	和解の斡旋:弁護士 審査:弁護士、法学者、工学者等6名
解決までの標準期間	和解の斡旋:約2か月 審査:約5か月(申立から和解書締結まで)
オンラインによる申込み	なし
オンライン調停	電話・web会議システムなどを利用した和解の斡旋・審査

解決事例・相談事例等

- ・車の不具合が原因で発生した事故による、生命・身体や、車以外の財産(第三者の財産を含む)の損害補償に関する紛争の解決
- ・車の品質や不具合での、メーカー・販売会社等と修理費用負担などに関する紛争の解決

その他特記事項等

公益財団法人

 **自動車製造物責任相談センター**

まずはお気軽に
お電話ください **TEL 0120-028-222**

▶より詳しい情報はホームページで <http://www.adr.or.jp/>



スマホ専用画面

・詳細は、こちら(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0004.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報	
事業者名	特定非営利活動法人留学協会
住所	東京都千代田区神田小川町三丁目6番10号 MOビル201
名称	留学トラブル解決機関 TEL: (03)5282-8600 E-mail: adr@ryugakukyokai.or.jp URL: http://www.ryugakukyokai.or.jp
取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)	
<p>○留学生と留学業者等及び留学業者等相互間の民事上の紛争(外国人が当事者となる場合であっても、当該当事者が解決を希望する場合には、手続を行うことができます。)</p>	
アピールポイント	
<p>近年増えつつある海外留学における留学業者とのトラブル、現地学校とのトラブルなど、留学を安心安全に成功するために留学のトラブルを解決していく調停を目指します。 また外国人留学生の日本における留学に関するトラブル解決の一助になるよう活動を進めていきます。</p>	
手数料	
申請手数料	11,000円(税込み)
期日手数料	5,500円(税込み)を協会の事務局にそれぞれ納付していただきます
成立手数料	50万円以下5万円 50万円を超え300万円以下の場合 経済的利益額の10%の額の1.10に相当する額 300万円を超える場合 30万円+紛争の価額から300万円を超える額を引いた額の2%の額の1.10に相当する額
その他	
実施方法	
実施日時	月曜日及び水曜日の午前10時から午後4時までとする(正午から午後1時を除く)。
手続実施者の構成	調停人 2名 海外留学アドバイザー、弁護士
解決までの標準期間	約3か月
オンラインによる申込み	可能
オンライン調停	可能
解決事例・相談事例等	
日本人留学生と留学業者との返金トラブル	
その他特記事項等	
その他詳細な情報は、当会ホームページや欄外URLを御覧ください。	

・詳細は、こちら(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0032.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報	
事業者名	一般社団法人事業再生実務家協会
住所	東京都港区虎ノ門3丁目8番25号 近鉄虎ノ門ビル10階
名称	事業再生実務家協会 事業再生ADR事業本部 TEL: 03-6402-3870 E-mail: adr@turnaround.jp URL: https://turnaround.jp/adr/index.php
取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)	
【紛争の分野】 事業再生に関する紛争 【対応地域】 日本国内すべて	
アピールポイント	
<p>優良な事業がありながら過剰債務が足かせとなり、健全な経営が営めない企業の問題を解決するため、法的手続に依らずに、金融債権者と債務者の合意に基づき、金融債務について猶予・減免等を行って再建を図る手続です。法的手続と違い秘密裏に行えるため、商取引を円滑に続けられること、第三者が公正性・衡平性を以て厳格な調査を行うため信頼性が高いこと、「つなぎ資金」の借入れができること、金融機関との調整が行えること、債務免除に伴う税制上の優遇措置があること、経営が債務の保証をしている場合に保証人の債務免除等も行えること、社債も対象債権に含むことができること、上場企業においては上場維持が認められることなど、多くのメリットがあります。</p>	
手数料	
審査料	一律 500,000円(税別)
業務委託金	2,000,000円～(税別/案件の規模等により変わります。詳しくはご相談下さい。)
業務委託中間金	2,000,000円～(税別/案件の規模等により変わります。詳しくはご相談下さい。)
報酬金	4,000,000円～(税別/案件の規模等により変わります。詳しくはご相談下さい。)
実施方法	
実施日時	原則、月～金/10:00～12:00、13:00～17:00 (祝日を除く)。
手続実施者の構成	弁護士、公認会計士により構成。手続実施者登録弁護士36名、同登録公認会計士は13名。
解決までの標準期間	平均4～5か月
オンラインによる申込み	事前相談で直接面談をしたのちのオンラインによる申請書類の提出。
オンライン調停	債権者会議へのオンライン参加も可能。
解決事例・相談事例等	
<p>【主な原因】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世界経済、少子高齢化などの影響で国内需要が減少するなか、競合他社との競争が激化し売上が減少した上に過去の過剰債務が足かせとなり、事業の継続が困難となった事例。 ・先細る収益事業の改善に着手せず、金融機関からの融資を受けるために、不正会計を行っていたことが発覚、実態は債務超過であった事例など。 <p>【解決策】</p> <p>事業再生ADR手続に入り、債務者企業と金融債権者との協議を開始、双方の意見を調整した再生計画を策定し、スポンサーの支援を得て、新会社に事業譲渡を行い、複数の関連企業の見直し、生産・営業・販売・管理の統合や不採算事業を撤退するなど効率化を図り、金融機関には債務免除の支援を受けた(解決事例より)など。</p>	
その他特記事項等	
<p>事業再生ADRは秘密裏に行うため、東証開示規程による上場企業のADR手続のみが報道されるため当会手続は大企業型と言われておりますが、売上高5～6億円から上限なし、未上場、上場企業、などフレキシブルに対応ができます。準則型で第三者による衡平性、公正性、透明性を保持する手続には、信用をいただき、これまで275社が手続を利用しております。</p>	

・詳細は、こちら(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0162.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報	
事業者名	一般社団法人日本企業再建研究会
住所	東京都港区西新橋一丁目5番11号 第11東洋海事ビル9階
名称	事業承継ADRセンター TEL: 03-3591-7381 E-mail: info@kigyosaiken.or.jp URL: http://www.kigyosaiken.or.jp
取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)	
【事業承継関係】中小企業の事業承継に関する法的紛争 全国の紛争を取扱い可能	
アピールポイント	
<ul style="list-style-type: none"> ・当会は、日本経済の中核を支える中小企業者の皆様を支援することを主たる目的として設立され、50年以上にわたって中小企業支援を中心に活動する弁護士が代表を務めています。 ・当会には、中小企業者の皆様を支援するという代表者の志を共有する弁護士、税理士、公認会計士、司法書士、不動産鑑定士等の法務、税務、財務会計の専門家が多数所属しています。 ・複雑な判断が必要とされる困難な事業承継に関する紛争につきましても、これら専門家の知識を集集し、解決を目指していきます。 	
手数料	
申請手数料	1万6,500円(消費税込)
期日手数料	49万5,000円(消費税込) ただし、調停期日3回分の手数料
成立手数料	あり
その他	上記のほか、調停期日開始手数料、閲覧・謄写手数料等があります。
実施方法	
実施日時	月曜日から金曜日まで/午前9時から午後5時(祝祭日を除く。)
手続実施者の構成	弁護士1名、公認会計士・税理士等1名による2名構成を原則
解決までの標準期間	約6か月間
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可
解決事例・相談事例等	
<p>【想定事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相続などの類型(タテ承継) 中小企業等の経営者の相続や相続に関連して発生する親族間の紛争、親族と第三者(株主や従業員など)との間の紛争 ・M&Aや事業譲渡などの類型(ヨコ承継) 中小企業等のM&Aや従業員への事業譲渡等による会社内部の取締役(株主)間の紛争 	
その他特記事項等	
<ul style="list-style-type: none"> ・申立てを行う事が適切かどうか、どのような形で申し立てたらよいか、について、「窓口相談」にて対応しています。 ・現実に紛争状態になっていなければならない、ということはありません。 ・対立関係が強いと思われるような場合であっても、当会から申立ての御連絡を差し上げることを通じて、紛争解決がすすむきっかけとなる事もあります。 <p>まずは御相談ください。</p>	

・詳細は、こちら(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0113.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報	
事業者名	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
住所	東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館
名称	証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC) TEL: 0120-64-5005 E-mail: URL: https://www.finmac.or.jp/
取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)	
<p>【紛争の分野】顧客と対象事業者との間の金融商品取引に関する紛争を取り扱います。 【対応可能地域】あっせんは全国50箇所(各都道府県庁所在地等)で行います。(事務所以外で実施する場合は手続実施者が出張します。)</p>	
アピールポイント	
<ul style="list-style-type: none"> ・株式、債券、投資信託、FX取引などの金融商品取引に関する専門の紛争解決機関として金融庁から指定を受けています。 ・専門的な知識を持った相談員が、公正・中立な立場でお話を伺います。 ・あっせん(紛争解決のための話し合い)は、金融商品取引に関する知識を有する弁護士(あっせん委員)が公正・中立な立場で主宰します。 ・相談、苦情は電話等で無料でお受けします。 ・お受けした相談、苦情およびあっせんの内容は非公開ですので、プライバシー保護を遵守します。 	
手数料	
申請手数料	損害賠償金額に応じて税込2,090円～52,360円(あっせん手続のみ)
期日手数料	原則1回当たり税込52,360円(金融機関のみ負担)
成立手数料	なし
その他	詳細についてはホームページを御覧ください。(https://www.finmac.or.jp/)
実施方法	
実施日時	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時(振替休日を含む祝日及び12月31日～1月3日を除く。)
手続実施者の構成	弁護士1名
解決までの標準期間	4か月以内(ただし事案による)
オンラインによる申込み	相談、苦情の申出についてはホームページの相談フォームから申出が可能
オンライン調停	—
解決事例・相談事例等	
<ul style="list-style-type: none"> ・証券会社の担当者から投資信託の勧誘を受け、「いい商品だから」と勧められるままに買い付けた。しかし大きな損失が発生し、投資資金が半分くらいになってしまった。当該投資信託はリスクが高く仕組みが複雑であることが後から分かったが、勧誘時にはそのような説明がなかった。納得できないので証券会社に苦情を取り次いで欲しい。 ・証券会社から株式の取引報告書が届いた。証券会社の担当者と株式の銘柄について相談はしたが買った覚えはない。担当者が勝手に買ったものと思われる。納得できないので証券会社に苦情を取り次いで欲しい。 	
その他特記事項等	
<ul style="list-style-type: none"> ・当センターではホームページに過去のあっせんの事例を豊富に掲載していますので参考にしてください。(https://www.finmac.or.jp/tokei-siryu/index_03/) ・上記のほか、広報誌「機関誌FINMAC」では様々なトピックを掲載していますので、こちらもぜひ御覧ください。(https://www.finmac.or.jp/backno/#kikanshi) 	

・詳細は、こちら(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0056.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	一般社団法人日本共済協会
住所	東京都新宿区新宿五丁目5番3号 建成新宿ビル6階
名称	日本共済協会共済相談所 TEL: 03-5368-5757 E-mail: URL: https://www.jcia.or.jp/

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【対象分野】

(金融・保険関係) 共済契約に関する紛争

(1)~(8)いずれかの団体(その会員団体を含む。)との間で締結した共済契約に関する紛争。

ただし、当事者間において苦情段階で解決した場合及び審査委員会が事実認定が著しく困難である等、裁定を行うに適当でないとした場合は除きます。

- (1) 全国共済農業協同組合連合会(JA共済連)
- (2) 全国労働者共済生活協同組合連合会(こくみん共済coop)
- (3) 日本コープ共済生活協同組合連合会(コープ共済連)
- (4) 全国大学生協共済生活協同組合連合会(大学生協共済連)
- (5) 全国共済水産業協同組合連合会(JF共水連)
- (6) 全日本火災共済協同組合連合会(日火連)
- (7) 全国トラック交通共済協同組合連合会(交協連)
- (8) 全国自動車共済協同組合連合会(全自共)

【対応可能地域】

全国の紛争を取り扱い可能。ただし、審議等の対応は事業者の事務所(東京都)において行います。

アピールポイント

○中立・公正な立場で対応します。契約関係者と会員団体との間で共済に関するトラブルが起きた際に、紛争解決支援手続を行う審議会には弁護士や消費生活専門相談員など、中立・公正な第三者を選任します。

○苦情解決手続や紛争解決支援手続にかかる費用は無料です。(ただし、審議の場に当事者が出席いただく場合の交通費、書類のコピー費用、書類の郵送料及び電話代等の実費は当事者各自の負担とさせていただきます。)

○裁定申立てがされた場合、会員団体には、原則として裁定手続への参加を応諾する義務及び審議結果について尊重しなければならない義務が課せられています。

手数料

申請手数料	不要
期日手数料	不要
成立手数料	不要
その他	通信費や事情聴取に参加される場合の交通費等は自己負担いただきます。

実施方法

実施日時	月～金/午前9時～午後5時(祝祭日及び12月29日から1月3日までを除きます。)
手続実施者の構成	審査委員会委員長が審査委員会委員のうちから選任した3名の委員(うち1名以上を弁護士とします。)
解決までの標準期間	原則4か月間
オンラインによる申込み	－(利用できません。)
オンライン調停	－(利用できません。)

解決事例・相談事例等

共済契約の成立や各種共済金(死亡共済金、後遺障害共済金、入院共済金、火災・自然災害共済金等)の支払等、契約関係者と会員団体との間の共済契約に関するトラブル

【解決事例】

入院共済金を請求したが、団体側が約款・事業規約に定める「入院の定義」に該当しないとして共済金支払否と判断されたことを不服として申立てがあったもの。審議会は、全入院期間のうち一定の期間は「入院の定義」に該当する、と判断し、当事者双方に和解を提示したところ、双方とも受諾し、解決に至りました。

その他特記事項等

※自動車共済・自賠責共済の賠償案件については、専門紛争処理機関の対象案件のため、取り扱いません。

・詳細は、こちら(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0057.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会
住所	東京都港区虎ノ門3-6-2 第二秋山ビル1F
名称	コンビニエンスストア相談センター TEL: 代表:(03)5777-8701 相談受付:(03)6402-3155 E-mail: soudan@jfa-fc.or.jp URL: https://www.jfa-fc.or.jp/

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

コンビニエンスストアにおけるフランチャイズ契約に関する紛争(日本国内限定)。

アピールポイント

フランチャイズ契約が継続中の契約者本人による相談について、まずフランチャイズ相談センターで無料相談を実施していただき、相談のみでは解決しない場合で、協議による解決の見込みがある場合に調停手続きを御案内します。

調停人としてフランチャイズ・システムに精通した弁護士及び学識経験者を選任し、和解の仲介をサポートし、原則的に1~3回以内での解決を目指します。

手数料

申請手数料	22,000円
期日手数料	11,000円(第2回目以降)
成立手数料	55,000円
その他	

実施方法

実施日時	月曜日・木曜日 13:00~17:00(祝日及び年末年始等は除く)
手続実施者の構成	弁護士1人及び学識経験者1人を選任
解決までの標準期間	約2か月~6か月
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	当センターが認める場合のみ可

解決事例・相談事例等

特記事項なし

その他特記事項等

その他詳細な情報は、欄外URLを御覧ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会
住所	東京都港区虎ノ門3-11-15 SVAXTTビル9階
名称	不動産鑑定士調停センター TEL: 03-3434-2304 E-mail: adr@fudousan-kanteishi.or.jp URL: https://www.fudousan-kanteishi.or.jp/cyoutei/

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

- 【生活環境関係】不動産の価格に関する紛争
- ・地代及び家賃の値上げ、値下げトラブル
 - ・借地している建物の売買、増築、改築、借地条件の変更の価格トラブル
 - ・借家している建物の売買金額、更新料、明渡し料のトラブル
 - ・担保不動産の任意売却価格に関するトラブル
 - ・土地や建物に関するトラブル
 - ・遺産相続、財産分与に関するトラブル

※全国の紛争を取扱い可能(オンライン調停又は手続実施者が出張いたします)

アピールポイント

- ・不動産の専門家である不動産鑑定士が主体となり、弁護士の協力を得て解決を目指します。
- ・遺産相続に伴う共有持分の買取に関する紛争解決の実績があります。
- ・遺産相続に伴う紛争でお困りでしたら、まずはメール、お電話で御相談ください

手数料

申請手数料	11,000円(税込)
期日手数料	33,000円(税込)
成立手数料	不動産の時価相当額が3千万円未満の場合、時価相当額の0.65%+130,000円(税別)
その他	上記のほか、必要に応じて出張費用、調査・鑑定費用等がかかります。

実施方法

実施日時	月～金/午前9時～午後5時
手続実施者の構成	不動産鑑定士2名、弁護士1名による3名構成
解決までの標準期間	約2か月間
オンラインによる申込み	可
オンライン調停	可

解決事例・相談事例等

- 【解決事例】
- 不動産の相続に伴うトラブル
 - 地代のトラブル

その他特記事項等

事前相談は無料です。まずは、メール、お電話にて御連絡ください。



・詳細は、こちら(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0076.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報	
事業者名	一般社団法人日本不動産仲裁機構
住所	東京都中央区日本橋堀留町1-11-5 日本橋吉泉ビル2F
名称	日本不動産仲裁機構ADRセンター TEL: 03-3524-8013 E-mail: info@jha-adr.org URL: http://jha-adr.org/
取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)	
【生活環境関係】不動産の取引、管理、施工、相続その他の承継に関する紛争 全国対応可能(手続実施者が出張、またはWEB会議で手続を実施します)	
アピールポイント	
<ul style="list-style-type: none"> ・不動産の取引・管理・施工・相続等に関する様々な分野ごとの専門家団体(住宅建築、インスペクション、敷金、シックハウス、住宅ローン、競売、民泊、太陽光発電、相続診断等)の協力を得て、当事者に最適な解決を目指しています。 ・全国どこの問題でも、当事者が希望する場所やWEB会議などによる方法で手続を実施できます。 ・当事者同士が直接対面しなくても、交互の電話等により手続を進めることもできます。 ・申立てに対して相手方が応じない場合には、申立手数料の半額が返還されます。 	
手数料	
申請手数料	11,000円(税込)
期日手数料	1期日あたり11,000円(原則として、当事者双方が半額ずつ負担)(税込)
成立手数料	手数料は解決額により異なります。詳細は欄外のURLを御参照ください。 原則として、当事者双方が半額ずつ負担していただきます。
その他	手続実施者出張の場合は出張費用
実施方法	
実施日時	月～金/午前10時～午後5時(祝祭日・年末年始休業日を除く)
手続実施者の構成	原則として機構に登録された調停人候補者名簿から1名を選任
解決までの標準期間	約3か月
オンラインによる申込み	可能 https://jha-adr.org/consultation/adr.html
オンライン調停	Web会議システムなどを利用した調停が可能
解決事例・相談事例等	
<p>【解決事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不動産の売買契約の解除に関するトラブルについて、売主である不動産業者と買主である消費者の間で和解が成立し、目的不動産の返還と代金の一部返還という形で利用者の意向に沿った解決がなされた。 ・戸建物件のベランダ防水工事に関するトラブルで、当事者一方の費用負担による修繕工事がなされることで和解した。 	
その他特記事項等	
<p>●当機構に寄せられるトラブルのご相談事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売買契約における瑕疵の発覚 ・競落物件の占有者退去について ・住宅ローンに関するトラブル ・サブリースに関連する契約トラブル ・リフォームに関するトラブル ・住宅施工に関するトラブル ・騒音などによる隣人トラブル ・民泊に関するトラブル ・太陽光発電機器について ・家賃滞納のトラブル ・家賃等の増減額交渉について ・相続不動産に関する問題 	

・詳細は、こちら(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0151.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報	
事業者名	一般社団法人日本マンション管理士会連合会
住所	東京都文京区春日2-13-1芳文堂ビル4階
名称	マンション紛争解決センター® TEL: 03-5801-0869 E-mail: adr-info@nikkanren.org URL: https://www.nikkanren.org
取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)	
<ul style="list-style-type: none"> ・紛争の分野: マンション管理に関する紛争 ・対応可能地域: 全国対応可能(手続実施者が出張します。) 	
アピールポイント	
<ol style="list-style-type: none"> ① 国家資格者でマンション管理・運営のスペシャリストであるマンション管理士で、かつセンター主催の講習会を受講及び試験に合格した者(以下、「ADR実施者」という。)が紛争解決に当たります。 ② 紛争当事者のご希望があれば、センターの調停室以外の場所でマンションADR®を実施することも可能です。 ③ 日本マンション管理士会連合会西日本分室(大阪市)に調停室を設置しました。 ④ 申込後、紛争の相手が応諾しなければ、申込手数料の半額から振込手数料を差し引いた額を返還いたします。 	
手数料	
申請手数料	33,000円(税込、マンションADR®の申込者のみ)
期日手数料	当事者各々より1期日毎につき5,500円(税込)
成立手数料	成立費用として、当事者から合計11,000円(税込)。按分は当事者協議。
その他	期日5回以内、3か月以内の解決を目指します。出張費用必要
実施方法	
実施日時	当事者と手続実施者の話し合いで決定します。
手続実施者の構成	当面、マンション管理士2名を原則とします。
解決までの標準期間	期日5回以内、3か月以内の解決を目指します。
オンラインによる申込み	可能です。
オンライン調停	実施について検討
解決事例・相談事例等	
<ul style="list-style-type: none"> ・管理費滞納、ペット、騒音、建替え等の合意形成、管理会社、理事会と区分所有者の関係、工事請負に関するもの等マンション管理・運営関連のトラブル ・専用使用权のある開口部の修繕費の負担のトラブル ・漏水事故の補償をめぐるトラブル 	
その他特記事項等	
<p>当センターは対話促進型同席調停方式を採用し、以下の点を配慮して紛争解決を目指しています。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①「紛争解決後も紛争当事者はマンションで共に暮らしていく」ことを考慮しています。 ②手続実施者が「説得」して解決するのではなく、紛争当事者自身によって「今後のマンション暮らし」を「創造」「納得」した解決策を考えることができるようにします。 ③手続実施者の役目は当事者の話し合いの場の創設に関与し、話し合いを促進・支援することです。 ④申込者には申込から期日まで手続についてADR実施者名簿登載者が助言対応いたします。 	

・詳細は、こちら(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0157.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報	
事業者名	小泉 道子
住所	東京都千代田区霞が関3丁目6-14 三久ビル504
名称	家族のためのADRセンター TEL: 03-6883-6177 E-mail: info@adr-family.com URL: https://adr-family.com
取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)	
【紛争の分野】 ①夫婦関係等の関する紛争(離婚など) ②相続 ③親族間のもめごと 【対応可能地域】 全国(zoom等のオンライン利用及び調停者の出張により対応)	
アピールポイント	
<ul style="list-style-type: none"> ・平日夜間や土曜日も利用可 ・zoomを利用したのオンライン調停が可能 ・家庭問題のスペシャリストが集結しての質の高い調停を提供 ・早期解決 ・取扱件数多数(親族関係調停取扱件数全国トップクラス) ・成立時の成功報酬なし ・ADR成立後の公正証書に関するサポートも提供 	
手数料	
申請手数料	11,000円(税込)
期日手数料	11,000円(税込、双方)
成立手数料	無料
その他	-
実施方法	
実施日時	月曜から土曜の午前9時から午後8時
手続実施者の構成	弁護士、家庭裁判所調査官及び家事調停委員経験者
解決までの標準期間	3か月
オンラインによる申込み	メールによる申込可能
オンライン調停	zoomによるオンライン調停可能
解決事例・相談事例等	
<夫婦関係> ・修復に向けての話し合いや婚姻費用・面会交流といった別居条件に関する話し合いもサポートします。 ・DVで住所を秘匿したい、同じ場所に行けないという場合はzoomを利用した調停も可能です。 ・夫婦だけでは離婚条件が決められない、そんな場合のアドバイスもいたします。 <相続> ・生前贈与の有無・寄与分の有無・遺産の分け方等で争いがある場合の遺産分割協議が可能です。	
その他特記事項等	
	離婚や相続を始めとする御家族間の問題は、法律の問題と気持ちの問題が複雑に入りまじっています。当センターでは、心理と法律に詳しい専門家が公平中立な立場でお話し合いを仲介いたします。 まずは、おひとりで悩まず、相談にいらしてください。 早期解決・穏やかな解決を目指してサポートいたします。
	

・詳細は、こちら(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0153.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報	
事業者名	水田 耕二
住所	福岡県筑紫野市二日市北2丁目3番3-205号
名称	離婚と相続のADRセンター TEL: 092-921-9480 E-mail: info@seminar-fukuoka.com URL: https:// www.seminar-fukuoka.com
取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)	
○相続に関する紛争 ○親族間の感情的対立や親などの財産の管理に関する紛争 ○婚姻関係の維持又は解消(養育費、財産分与や婚姻費用等の経済的紛争を含む)に関する紛争及び子の監護(監護者の指定、子の引き渡し、親権者の指定及び面会交流)に関する紛争(いずれも全国対応可)	
アピールポイント	
<ul style="list-style-type: none"> ● 私たちは離婚と相続のトータルサポートを目指します。 ● 離婚、婚姻費用、養育費、財産分与などは家族問題のスペシャリストが対応します。 ● 遺産分割のトラブルは、相続を熟知した調停者が遺産分割協議書作成までお手伝いします。 ● センターは、平日夜間や土、日曜日でも利用可。 ● 遠方の当事者にはZoomを利用しての調停を行うことができます。 ● 成立時の成功報酬は無く利用者の負担を少なくしています。 ● 離婚合意書を公正証書で作成するサポートを提供しています。 	
手数料	
申請手数料	11,000円(申立人及び相手方双方が支払う)(税込)
期日手数料	各回11,000円(申立人及び相手方双方が支払う)(税込)
成立手数料	離婚関係は不要 遺産分割の成立報酬は遺産額に応じて計算(事前見積可)
その他	不要
実施方法	
実施日時	月曜から土曜 午前9時から午後8時
手続実施者の構成	元家庭裁判所調査官及び家事調停経験者並びに弁護士
解決までの標準期間	3か月
オンラインによる申込み	可能
オンライン調停	Zoom利用により可能
解決事例・相談事例等	
<p><夫婦の離婚問題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ADR調停の前にカウンセリング型相談を行い、夫婦間の修復サポートに力を入れています。 ・ モラハラ等で対面調停をさけたい方には、Zoomを利用したサービスを始めました。 ・ 離婚合意書をより確かなものにするため離婚公正証書の作成もお手伝いしています。 <p><遺産分割の争い></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相続で遺産の分け方に争いのある方は遺産分割協議書の作成までサポートしています。 	
その他特記事項等	
	<p>夫婦関係がうまくいかず、離婚や別居の悩みを抱えている方へ。私たちは、御相談されるお一人お一人の問題にしっかりと寄り添い、円満でスピード感をもって、解決のお手伝いをいたします。夫婦関係の修復から、離婚協議書の作成までよりよい解決と再スタートを全力でサポートします。また、兄弟や親族間で相続の遺産分割協議書の作成でお悩みの方もサポートしております。お気軽に御相談ください。</p> 

・詳細は、こちら(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0166.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	一般社団法人 びじっと・離婚と子ども問題支援センター
住所	神奈川県横浜市中区尾上町6丁目86番1号
名称	ADRくりあ TEL: 045-263-6565 E-mail: visit.clear@gmail.com URL: http://www.npo-visit.net

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

- 【取扱分野】子の監護(面会交流)に関する紛争
面会実施上の問題、面会頻度や時間などの条件設定、子の成長に合わせた条件変更等
【対応地域】全国対応可能(Zoomによるオンライン調停)

アピールポイント

- ①平日、土日祝日、夜間(20時開始まで)と自由度の高い期日設定が可能です。
- ②Zoomによるオンライン調停で、全国対応が可能です。
- ③面会交流支援団体が14年間の支援で獲得した知識と現場経験をいかして調停に当たります。
- ④お困りごとに関して、調停手続前に相談を受けることができます。
- ⑤相手方が応諾しない場合は申立手数料の半額を返金します。

手数料

申請手数料	11,000円(双方) (びじっとの面会交流支援利用者は割引制度あり)
期日手数料	11,000円(双方)
成立手数料	16,500円(双方)
その他	郵便料2,000円 (任意)事前相談 3,300円～

実施方法

実施日時	平日、土日祝日、夜間(20時開始まで)
手続実施者の構成	弁護士、面会交流支援経験者から2名構成
解決までの標準期間	3か月
オンラインによる申込み	可能
オンライン調停	可能

解決事例・相談事例等

- 離婚時に取り決めたとおりに面会交流が実施されないの、状況を改善したい。
- 離婚時に取り決めた条件見直し時期になったので、条件を見直したい。
- 現在、支援者付添のもとで面会しているが、付添なしの面会に変更したい。
- 現在おこなっている面会交流で発生している問題を協議し、解決したい。
- 面会時に守るべきルールを設定・合意して、安心して面会交流をおこないたい。
- 子どもに障害があるため、個別の面会計画を策定してから面会交流をおこないたい。

その他特記事項等



- 14年に渡り培ってきた面会交流支援の専門的知識と面会現場の実務経験を十分にいかし、お子さんとお父さん、お母さんのための面会交流開始を支援します。
- 土日祝夜間の調停が可能なので、働くお父さん、お母さんにも利用しやすい形態です。
- 相手から住所秘匿したままでの調停が可能です。
- どう解決していいかわからない、という場合はまず「相談」をご利用ください。
- 面会交流に支援が必要な場合は、支援団体へシームレスにつなぐことが可能です。(関東近郊の場合)

・詳細は、こちら(<https://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0167.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	富山県社会保険労務士会
住所	富山県富山市千歳町1丁目6番18号
名称	社労士会労働紛争解決センター富山 TEL: 076-441-0432 E-mail: toyamasr@ty2.fitweb.or.jp URL: http://www.sr-toyama.jp/

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

- 【労働関係】 労働関係紛争
(解雇、出向・配転、賃金、ハラスメント、人間関係、職場環境)
【対応地域】 富山県内事業所

アピールポイント

- 労働問題に精通した特定社会保険労務士が担当します。
- 個々の労働者と事業主のトラブルを迅速に対応します。
- 申立費用等は当面の間「無料」です。
- 手続実施前に無料で相談を受けることができます。相談日時は事前予約により、原則月～土曜日(祝日・年末年始・お盆除く)10時～20時です。

手数料

申請手数料	5,500円(税込) ただし、平成30年4月以降当面の間無料とする。
期日手数料	なし
成立手数料	なし
その他	なし

実施方法

実施日時	毎週水曜日及び毎月第2土曜日の10:00～20:00
手続実施者の構成	特定社会保険労務士2名(事案の内容により弁護士1名)
解決までの標準期間	約2週間から1か月
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可

解決事例・相談事例等

- 【解決事例】
- ・契約更新されず雇止め。
 - ・パワハラによる経済的、精神的損失に対する補償。
 - ・退職・解雇に関するトラブル。

その他特記事項等

富山県社会保険労務士会ホームページ、「かいけつサポート・認証紛争解決サービス」を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報					
事業者名	石川県社会保険労務士会				
住所	石川県金沢市玉鉾二丁目502番地				
名称	社労士会労働紛争解決センター石川 TEL: 076-291-5411 E-mail: kaiketsu@ishikawa-sr.net URL: https://ishikawa-sr.net/				
取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)					
【労働関係】労働関係紛争 (解雇・雇止め・未払残業代・ハラスメント・非正規社員の均衡待遇・懲戒処分・賠償等) 石川県及び隣接する県について対応可能					
アピールポイント					
申立件数のうち、あっせんにより3分の2は和解成立しています。 ① 当センターを選択するのにふさわしい事件は、以下のとおりです。 ・じっくりと話をきいてもらいたい場合・紛争の存在や内容を外部に知られたくない場合 ・少しでも譲歩の可能性が想定される場合・権利義務関係を踏まえながらも柔軟な解決を期待する場合 ② 当センターのメリットは、以下のとおりです。 ・訴訟と比較して時間的・労力的・金銭的負担が少なく、迅速な解決が可能です。 ・早期に紛争から解放され、新たな希望を持って未来へと前進できます。					
手数料					
申請手数料	11,000円(税込価格)				
期日手数料	なし				
成立手数料	なし				
その他	相手方が依頼しない旨の回答の場合、郵送料等の実費を控除した残額を返却				
実施方法					
実施日時	月～金の9時～17時(あっせんは、水の10時～19時・第1土の9時～12時)				
手続実施者の構成	特定社会保険労務士2名及び弁護士1名				
解決までの標準期間	約2か月間				
オンラインによる申込み	不可能				
オンライン調停	不可能				
解決事例・相談事例等					
【解決事例】 ○労働者からの申立てで、雇止めには客観的合理性を欠き、社会通念上相当と認められないとし、解決を求めた事件 ○使用者からの申立てで、労働者に支払うべき債務(時間外手当等)の確定を求めた事件 ○労働者からの申立てで、不当解雇による補償金とパワハラによる慰謝料を求めた事件					
その他特記事項等					
	受理件数	終了件数	終了件数の事由の別		
			①和解成立	②相手方の不応諾	③その他
令和2年度	1	1	0	1	0
令和元年度	3	3	3	0	0
平成30年度	1	1	1	0	0

・詳細は、こちら(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0061.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報	
事業者名	石川県土地家屋調査士会
住所	石川県金沢市新神田3丁目9番27号
名称	境界問題相談センターいしかわ TEL: 076-291-1125 E-mail: honkai@ishicho.or.jp URL: http://www.ishicho.or.jp
取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)	
【生活環境関係】土地の境界に関する紛争 (土地の所在の範囲は、原則として石川県内です)	
アピールポイント	
土地の境界が明らかでないことを原因とする問題について、土地家屋調査士と弁護士が協力して調停員となり、それぞれの専門性を活用し、当事者の自主的な解決の努力を尊重しながら公正・公平に和解を仲介し、紛争の実情に即した解決を図ります。	
手数料	
申請手数料	20,000円(税込)
期日手数料	7,500円(税込)×当事者数×回数
成立手数料	50,000～80,000円(税込)
その他	上記のほか、基本調査費用、測量費用等があります。
実施方法	
実施日時	月～金/午前10時～午後5時
手続実施者の構成	土地家屋調査士2名、弁護士1名による構成
解決までの標準期間	約3か月間
オンラインによる申込み	不可能
オンライン調停	不可能
解決事例・相談事例等	
【想定事例】 境界線に関する隣接土地所有者間のトラブル	
その他特記事項等	
土地境界の専門家である土地家屋調査士2名と、法律の専門家である弁護士1名が調停員となるので、境界(筆界)を明確にした上で、所有権についての紛争や境界線に起因した様々なトラブルを解決します。	

・詳細は、こちら(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0107.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報	
事業者名	福井県社会保険労務士会
住所	福井県福井市大手3丁目7番1号 織協ビル7階
名称	社労士会労働紛争解決センター福井 TEL: 0776-21-8157 E-mail: office@fukui-sr.jp URL: http://www.fukui-sr.jp
取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)	
個別労働関係紛争【解雇・賃金・各種ハラスメント・人間関係・職場環境】 福井県内のみ対応可能です。	
アピールポイント	
労務管理の専門家である特定社会保険労務士が、トラブルの当事者の言い分を聞くなどしながら、その知見と経験をいかして、個別労働関係紛争を「あっせん」という手続により、簡易、迅速、低廉に解決(和解の仲介)する機関です。相談は平日の午前9時から午後5時まで受付けています。内容によっては、女性の特定社会保険労務士が対応することも可能です。	
手数料	
申請手数料	無料(※令和4年9月30日まで)
期日手数料	無し
成立手数料	無し
その他	
実施方法	
実施日時	原則毎週水曜日と第2土曜日の午前10時から午後8時
手続実施者の構成	特定社会保険労務士2名によるあっせん委員を選任。弁護士が加わる場合あり。
解決までの標準期間	およそ1か月
オンラインによる申込み	対応無し
オンライン調停	対応無し
解決事例・相談事例等	
解雇、パワーハラスメント等の相談事例がありましたが、適切な助言等を行ったことにより、納得したり個別に話し合った結果、解決するなどのケースが多数。	
その他特記事項等	
経済・社会情勢の変化により、相談内容が多岐にわたるなど複雑になってきていますが、あっせん委員候補者の研修を実施して種々の相談に対応できるよう努めています。	

・詳細は、こちら(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0121.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報	
事業者名	岐阜県司法書士会
住所	岐阜県岐阜市金竜町五丁目10番地の1
名称	岐阜県司法書士会司法書士調停センター(愛称:あゆみ) TEL: 058-246-1568 E-mail: XLQ06160@nifty.com URL: http://www.gifu-shihoushoshi.or.jp/
取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)	
【民事一般】民事に関する紛争(紛争の価額が140万円以下のものに限る。) 岐阜県のみ対応可能	
アピールポイント	
<ul style="list-style-type: none"> ・ご希望により、土日、夜間での対応も可能です。 ・手続きを実施するに前に、無料で相談を受けることができます。 ・手数料の減免制度があります。 ・相手方が話し合いに応じない場合、手数料を返還します。 	
手数料	
申請手数料	11,000円
期日手数料	1期日11,000円
成立手数料	33,000円
その他	閲覧、謄写手数料、証明書発行手数料があります。
実施方法	
実施日時	原則として平日午前9時～午後5時まで
手続実施者の構成	原則として司法書士1名
解決までの標準期間	3回以内の期日
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可
解決事例・相談事例等	
【想定事例】身近な金銭のトラブル 建物賃貸借のトラブル	
その他特記事項等	
調停人が当事者間の対話を促進することにより、より柔軟な解決を目指します。	

・詳細は、こちら(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0152.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	岐阜県社会保険労務士会
住所	岐阜県岐阜市藪田東二丁目11番地11
名称	社労士会労働紛争解決センター岐阜 TEL: 058-272-2470 E-mail: office@gifu-syarousi.or.jp URL: http://www.gifu-syarousi.or.jp/

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【労働関係】個別労働関係紛争(解雇・賃金・ハラスメント・人間関係・職場環境)
岐阜県内の事業所で発生した紛争もしくは、被申立人の住所地が岐阜県内にあるもの。

アピールポイント

当センターは、平成22年の認証取得以降、申立件数の総数は59件、被申立人からの応諾件数は44件で、応諾率(応諾件数/申立件数)は約75%です。
また、被申立人から応諾があったもののうち和解件数は37件で、和解成立率(和解成立件数/応諾件数)は約84%の実績があります。
令和5年3月31日までは、申立手数料は無料となっております。

手数料

申請手数料	3,300円(税込) ただし、令和5年3月31日までは無料です。
期日手数料	不要
成立手数料	不要
その他	あっせん委員が出張した場合、交通費等の実費を請求する場合があります。

実施方法

実施日時	月曜日～金曜日/午前9時～午後5時 (祝日及び8月14日～16日、12月29日～1月4日までを除く。)
手続実施者の構成	特定社会保険労務士2名、弁護士1名
解決までの標準期間	約1か月間
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可

解決事例・相談事例等

【解決事例】

- ・解雇によるトラブルについて、被申立人が和解金を支払うことで和解した。
- ・安全配慮義務違反による損害賠償請求について、被申立人が謝罪し、解決金を支払うことで和解した。
- ・パワハラによる慰謝料請求について、被申立人の管理不足も認めないことから慰謝料を含めた解決金を支払うことで和解した。
- ・申立人(使用者)から雇用契約の合意解約を求める事案について、申立人(使用者)側が和解金を支払うことで和解した。

その他特記事項等

あっせん申立てに関する相談は、岐阜県社会保険労務士会 総合労働相談所を御利用ください。
【総合労働相談所】
所在地: 岐阜県岐阜市藪田東2丁目11番地11 電話: 058-272-2470
電話相談・面談とも月曜日、水曜日、金曜日 午後1時～午後5時まで(相談の受け付けは午後4時30分まで)
費用: 無料

・詳細は、こちら(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0060.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	岐阜県土地家屋調査士会
住所	岐阜市田端町1番地の12
名称	境界紛争解決センターぎふ TEL: 058-245-0236 E-mail: adrc-gifu@bz04.plala.or.jp URL: http://www.gi-cho.com/

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【生活環境関係】土地の境界に関する紛争
(岐阜県に所在する土地が対象、ただし岐阜県に隣接している土地や当事者の一方が岐阜県に住所を有するときに認められる場合があります。)

アピールポイント

- ・土地の境界が不明であることから発生する紛争を、筆界の専門家である「土地家屋調査士」と法律の専門家である「弁護士」が、協働で中立・公正な立場から柔軟な解決を目指します。
- ・申立の前置として「相談手続」を設けており、土地家屋調査士と弁護士が問題解決の方法について相談にあたります。
- ・土地家屋調査士会「境界紛争解決センターぎふ」と、法務局「筆界特定制度」との連携を図っており、筆界特定後の境界標識設置について、簡易調停を行いません。
- ・時間外・祝祭日の実施には、柔軟に対応します。

手数料

申請手数料	22,000円(税込) ※相手が不応諾の場合は実費を除き返還します。
期日手数料	毎回22,000円(税込) 1回目申立人負担、2回目以降原則当事者半額負担
成立手数料	110,000円(税込) 当事者の意見を聴き負担割合を決める。※期日2回以内で成立の場合は不要。
その他	上記の他、相談手数料、資料調査、測量・鑑定、旅費、閲覧・謄写費用がある。

実施方法

実施日時	毎週月～金曜日／午前9時～午後5時(祝祭日を除く)
手続実施者の構成	土地家屋調査士2名、弁護士1名による3名構成を原則
解決までの標準期間	約3～5か月間
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可

解決事例・相談事例等

【解決事例】
売買で所有権を取得した新所有者に対し、隣接地所有者から「移転した土地の一部について、前所有者と交換した事実がある。まだその約束が履行されていない」との申立てがあった。
対象地は測量が近年に行われていた土地であったことから、当時の約束した部分について分筆交換する和解が成立した。

その他特記事項等



岐阜県土地家屋調査士会は境界紛争ゼロを目指しています。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	静岡県司法書士会
住所	静岡市駿河区稲川一丁目1番1号
名称	静岡県司法書士会調停センターふらっと TEL: 054-282-8741 E-mail: adr@s-flat.net URL: https://www.s-flat.net/

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【民事に関する紛争(全般)】
遺産分割に関するトラブル、賃料敷金に関するトラブル、お金の貸し借りに関するトラブル、慰謝料に関するトラブル等 ※出張の場合は、静岡県内のみ対応可能

アピールポイント

- ・相手方が話し合いの場に出て来ていただければ、7割以上の割合で合意(解決)が生まれています。
- ・しかも、一旦、合意した約束はほとんど守られています。
- ・土日祝日、夜間での話し合いにも対応します。

手数料

申請手数料	22,000円
期日手数料	11,000円
成立手数料	140万円以下…無料 140万円を超え300万円以下…金33,000円+(合意金額-140万円)×5% 300万円を超え1,000万円以下…金121,000円+(合意金額-300万円)×3% 1,000万円超…金352,000円+(合意金額-1,000万円)×1% 算定不能 55,000円
その他	遺産分割事件・離婚等請求事件についてはHPで確認してください。

実施方法

実施日時	毎週月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで(受付)
手続実施者の構成	司法書士1名又は2名
解決までの標準期間	1か月～3か月
オンラインによる申込み	書面による申込みとなります。
オンライン調停	オンライン調停を実施しています。

解決事例・相談事例等

- | | |
|--|--|
| 【解決事例】
<ul style="list-style-type: none"> ・お金の貸し借りに関するトラブル ・賃料、敷金に関するトラブル ・売買代金に関するトラブル ・慰謝料に関するトラブル | 【想定事例】
<ul style="list-style-type: none"> ・給料の未払に関するトラブル ・遺産分割に関するトラブル ・離婚等に関するトラブル |
|--|--|

その他特記事項等

裁判にまでは
したくない…

でも…トラブルを
解決したい…



静岡県司法書士会調停センター

**わたしたち司法書士が
話し合いのお手伝いをします!**

・詳細は、こちら(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0025.html>)を御覧ください。



認証番号【083】

認証年月日 平成22年12月24日

令和4年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報	
事業者名	静岡県社会保険労務士会
住所	静岡県静岡市葵区東鷹匠町9番2号
名称	社労士会労働紛争解決センター静岡 TEL: 054-249-1101 E-mail: info@sr-shizuoka.or.jp URL: https://www.sr-shizuoka.or.jp/adr/
取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)	
【紛争の分野】労働関係紛争 (解雇・賃金・ハラスメント・人間関係・職場環境など幅広く取り扱います) 【対応可能地域】静岡県内	
アピールポイント	
<ul style="list-style-type: none">・当センターは平成22年12月に認証取得し受理件数は31件となっています。・毎週金曜日に無料労働相談を実施しています。・職場のトラブル相談ダイヤル(全国社労士会連合会)と連携し、来訪者以外の相談にも応じます。・特定社労士であるあっせん相談員を配し、あっせん申し立てをサポートします。・あっせんは原則として毎月第三土曜日(午後1時から8時)のご希望の時間で行います。	
手数料	
申請手数料	3,150円(税込) 但し、令和4年12月31日までは無料
期日手数料	不要
成立手数料	不要
その他	不要
実施方法	
実施日時	月曜～金曜(休日・祝日は除く) 10:00～16:00
手続実施者の構成	あっせん委員2名(特定社会保険労務士)
解決までの標準期間	約2か月間
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可
解決事例・相談事例等	
【解決事例】 <ul style="list-style-type: none">・職場のいじめ(ハラスメント)・退職関係(解雇・退職トラブル)・未払い残業代・退職金等	
その他特記事項等	
その他詳細な情報は、静岡県社会保険労務士会HPや欄外URLをご参照下さい。	

・詳細は、こちら(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0083.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報					
事業者名	静岡県土地家屋調査士会				
住所	静岡県静岡市駿河区曲金6丁目16番10号				
名称	静岡境界紛争解決センター TEL: 054-282-0910 E-mail: info@shizuoka-chosashi.or.jp URL: https://www.shizuoka-chosashi.or.jp				
取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)					
【生活環境関係】土地の境界に関する紛争 原則として目的となる土地の所在地が静岡県の場合のみ対応可能					
アピールポイント					
境界問題には当事者の思いが複雑に絡まっていることを念頭に置いて、 自主交渉援助型調停を実施しています。					
手数料					
申請手数料	55,000円(税込)				
期日手数料	22,000円(税込)				
成立手数料	154,000円(税込)				
その他	測量・鑑定費用、調査費用 必要に応じて				
実施方法					
実施日時	月～金/午前9時～午後4時30分				
手続実施者の構成	土地家屋調査士2名、弁護士1名の3名構成を原則				
解決までの標準期間	約3か月				
オンラインによる申込み	不可				
オンライン調停	不可				
解決事例・相談事例等					
【解決事例】 隣地のフェンスを境界と思い込み、物置を設置した。その後物置が越境していることが判明し、 問題となったが、調停による話し合いによって和解成立した。					
その他特記事項等					
	受案件数	終了件数	終了件数の事由の別		
			①和解成立	②相手方の不応諾	③その他
令和2年度	1	0	0	0	0
令和元年度	0	0	0	0	0
平成30年度	3	1	0	0	1

・詳細は、こちら(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0078.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報	
事業者名	静岡県行政書士会
住所	静岡県静岡市葵区駿府町2番113号
名称	行政書士ADRセンター静岡 TEL: 050-3784-8210 E-mail: URL: https://www.sz-gyousei.jp/adr
取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)	
静岡県における外国人と日本人との間のトラブル(国際結婚に伴う在留資格、学校内・職場内・地域での文化的価値観に起因するもの)	
アピールポイント	
<p>静岡県では、西部地域を中心に製造業に携わる外国人が多く住んでいます。</p> <p>当会では、在浜松ブラジル総領事館のご協力のもと、ポルトガル語によるADRパンフレットを製作し、在日ブラジル人への啓発活動を展開してきましたが、技能実習生や特定活動1号の増加に伴い、静岡県国際交流協会のご協力を仰ぎ、ベトナム語・タガログ語のパンフレットを製作しました。</p> <p>県内各自治体とも連携しながら、多国籍共生社会の一助になれるよう努めております。</p>	
手数料	
申請手数料	5,500円(税込)
期日手数料	5,500円(税込)/期日毎
成立手数料	なし
その他	なし
実施方法	
実施日時	毎月第二水曜日13時～16時
手続実施者の構成	行政書士20名、弁護士1名(静岡県行政書士会顧問弁護士)
解決までの標準期間	1か月
オンラインによる申込み	検討中
オンライン調停	検討中
解決事例・相談事例等	
<p>相談事例としては、「外国人の養子をめぐる親族間紛争」「外国人の妻と日本人夫の母親との子育て方針の違いからくる紛争」など年平均数件の相談がありますが、調停には至っておりません。</p>	
その他特記事項等	
<p>県内信用金庫と提携し、留学生や外国人在住者の相談支援につき協定を結びました。</p>	

・詳細は、こちら(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0155.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	愛知県弁護士会
住所	愛知県名古屋市中区三の丸一丁目4番2号
名称	愛知県弁護士会紛争解決センター TEL: 052-203-1777 E-mail: URL: http://www.aiben.jp/

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

紛争の分野 : 【民事一般】民事に関する紛争(全般)
 対応可能領域 : 当事者の住所又は所在地による制限はありませんが、あっせん・仲裁の開催場所は、原則として愛知県弁護士会館、西三河支部会館又は一宮支部会館となります。

アピールポイント

ちょっとした法律上のトラブルがあり、裁判をするまでもないが当事者間では話がまとまらない、そんなときに最適な制度です。
 ベテラン弁護士の中から選ばれたあっせん・仲裁人が双方からよく事情を聞き、話し合いによる解決を目指します。あっせん・仲裁人は、適宜、話し合いでの解決を目指して、解決の方向性を提案する(和解のあっせん)ほか、当事者双方があっせん・仲裁人の判断に解決を委ねることを了承すれば、あっせん・仲裁人が判断(仲裁判断)します。
 民事に関する紛争であれば原則として事件の金額・種類は問いません。愛知県弁護士会では、平成9年4月から裁判外紛争解決機関としてスタートさせ、平成20年6月にはADR法に基づく法務大臣の認証を取得しました。令和2年度は応諾率(話し合いのテーブルについての割合)76.2%、終了事件の解決率41.1%(応諾事件解決率53.9%)です。

手数料

申請手数料	申立手数料として11,000円(税込)
期日手数料	なし
成立手数料	詳細は欄外のURL参照
その他	詳細は欄外のURL参照

実施方法

実施日時	受付業務は毎週月曜日から金曜日までの午前10時から午後4時まで
手続実施者の構成	弁護士1人(ただし、事案により3人まで増員することがあります。)
解決までの標準期間	約5か月
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可

解決事例・相談事例等

【解決事例】
 ◆申立人と相手方が協議離婚すること及び解決金を申立人が相手方へ支払うことで合意した。(離婚紛争)
 ◆交通事故による車両修理費の請求に関し過失割合に争いがあったが、過失割合につき折合がつき、和解成立した。(交通事故)
 ◆近隣住民及びその飼い犬の接近禁止等を求めた事件で、接近禁止に加え、飼い主の責任を自覚させ、互いの尊重を合意した。(近隣紛争)
 ◆准看護師が勤務先の病院に対し未払残業代の支払を請求した事案で、勤務状況を確定し残業代を支払うことで和解が成立した。(労働関係紛争)
 ◆歯科治療に際し、医師の説明不足により意に沿わない治療をされたとする事案で、解決金の支払や守秘条項を入れた和解が成立した。(医療紛争) 等々です。

その他特記事項等

	受理件数	終了件数	終了件数の事由の別		
			①和解成立	②相手方の不応諾	③その他
2020年度	164	168	69	40	59
2019年度	204	192	70	56	66
2018年度	196	202	97	41	64

・詳細は、こちら(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0012.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報						
事業者名	愛知県弁護士会					
住所	愛知県岡崎市明大寺町字道城ケ入34番地10					
名称	愛知県弁護士会 西三河支部紛争解決センター					
	TEL: 0564-54-9449					
	E-mail:					
	URL: http://www.aiben.jp/					
取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)						
紛争の分野 : 【民事一般】民事に関する紛争(全般) 対応可能領域 : 当事者の住所又は所在地による制限はありませんが、あっせん・仲裁の開催場所は、原則として愛知県弁護士会館、西三河支部会館又は一宮支部会館となります。						
アピールポイント						
ちょっとした法律上のトラブルがあり、裁判をするまでもないが当事者間では話がまとまらない、そんなときに最適な制度です。 ベテラン弁護士の中から選ばれたあっせん・仲裁人が双方からよく事情を聞き、話し合いによる解決を目指します。あっせん・仲裁人は、適宜、話し合いでの解決を目指して、解決の方向性を提案する(和解のあっせん)ほか、当事者双方があっせん・仲裁人の判断に解決を委ねることを了承すれば、あっせん・仲裁人が判断(仲裁判断)します。 民事に関する紛争であれば原則として事件の金額・種類は問いません。愛知県弁護士会では、平成9年4月から裁判外紛争解決機関としてスタートさせ、平成20年6月にはADR法に基づく法務大臣の認証を取得しました。令和2年度(西三河支部のみ)は応諾率(話し合いのテーブルについての割合)95.2%、終了事件の解決率38.1%(応諾事件解決率40.0%)です。						
手数料						
申請手数料	申立手数料として11,000円(税込)					
期日手数料	なし					
成立手数料	詳細は欄外のURL参照					
その他	詳細は欄外のURL参照					
実施方法						
実施日時	受付業務は毎週月曜日から金曜日までの午前10時から午後4時まで					
手続実施者の構成	弁護士1人(ただし、事案により3人まで増員することがあります。)					
解決までの標準期間	約5か月					
オンラインによる申込み	不可					
オンライン調停	不可					
解決事例・相談事例等						
【解決事例】 ◆申立人と相手方が協議離婚すること及び解決金を申立人が相手方へ支払うことで合意した。(離婚紛争) ◆交通事故による車両修理費の請求に関し過失割合に争いがあったが、過失割合につき折合がつき、和解成立した。(交通事故) ◆近隣住民及びその飼い犬の接近禁止等を求めた事件で、接近禁止に加え、飼い主の責任を自覚させ、互いの尊重を合意した。(近隣紛争) ◆准看護師が勤務先の病院に対し未払残業代の支払を請求した事案で、勤務状況を確定し残業代を支払うことで和解が成立した。(労働関係紛争) ◆歯科治療に際し、医師の説明不足により意に沿わない治療をされたとする事案で、解決金の支払や守秘条項を入れた和解が成立した。(医療紛争) 等々です。						
その他特記事項等						
		受理件数	終了件数	終了件数の事由の別		
				①和解成立	②相手方の不応諾	③その他
2020	年 度	164	168	69	40	59
2019	年 度	204	192	70	56	66
2018	年 度	196	202	97	41	64

・詳細は、こちら(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0012.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報	
事業者名	愛知県司法書士会
住所	名古屋市熱田区新尾頭一丁目12番3号
名称	愛知県司法書士会調停センター TEL: 052-683-6683 E-mail: URL: https://www.ai-shiho.or.jp/
取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)	
<p>①相続に関する紛争(相続財産に不動産を含むもの) ※紛争の目的の価額に制限はありません。</p> <p>②不動産賃貸借に関する紛争 ※紛争の目的の価額に制限はありません。 ～家賃不払、建物明渡し、立退き料、原状回復、敷金返還等</p> <p>③民事に関する紛争(紛争の目的の価額が140万円以下のもの) ～貸金返還、請負代金不払、給料・残業代不払、慰謝料・損害賠償請求等 ※全国対応可能(ただし、調停は愛知県司法書士会調停センターでの開催に限る。)</p>	
アピールポイント	
<p>☆身近なトラブルを話し合いで解決してみませんか？ 「トラブルに悩んでいるけれど、裁判だとちょっと大げさな気がする。話し合いでどうにかしたい。」「利害関係のない第三者に入ってもらい、納得のいく解決方法を話し合いたい。」 当センターは、トラブルを話し合いによって解決したいという方のために、話し合いの場を提供して、トラブル解決のお手伝いをしています。 ☆ご希望に合わせて、平日の夜間や土日祝日にも話し合いをすることができます。平日の日中だと仕事で忙しいという方にも、無理なくご利用いただけます。</p>	
手数料	
申請手数料	金2,000円+(相手方の数×1千円)(税込)
期日手数料	当事者一人につき金1万円(税込)(調停期日3回分)
成立手数料	合意成立の価額が60万円以下:無料 合意成立の価額が60万円超 :合意成立の価額に率を乗じ、加算額を加えた額(税込)
その他	期日手数料と成立手数料については、資力に乏しい方に対する減免制度があります。詳細はお問い合わせください。
実施方法	
実施日時	月～金/午前10時～午後5時(祝祭日を除く。) ※ご希望により左記の時間外でも対応可
手続実施者の構成	司法書士2名(事案により1名は弁護士を選任)の2名構成を原則
解決までの標準期間	約3か月間
オンラインによる申込み	未対応
オンライン調停	未対応
解決事例・相談事例等	
<p>【解決事例】 [家賃不払]滞納家賃を分割して、毎月の家賃に上乗せして支払うことで合意。 [原状回復]納得がいかなかった原状回復費用について、当初の請求額より低い金額で合意。 [立退き料]折り合いがつかなかった立退き料について、期日1回で合意。早期の明渡しを実現。 [相続]遠方にある実家や農地、預貯金等の分け方を決め、お墓や仏壇についても話し合う場となった。</p>	
その他特記事項等	
<p>☆お問い合わせいただく場合には、愛知県司法書士会調停センター(問い合わせ先: 052-683-6683)にお電話ください。司法書士が無料で問い合わせの対応をしています。 ☆調停センターでの話し合いは非公開で行われます。他人に知られることなく話し合いができますので、安心してご利用ください。</p>	



認証ADR機関の基本情報	
事業者名	日本知的財産仲裁センター
住所	愛知県名古屋市中区三の丸1-4-2 愛知県弁護士会館内
名称	日本知的財産仲裁センター(JIPAC) 名古屋支部 TEL: 052-203-1651 E-mail: URL: https://www.ip-adr.gr.jp/
取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)	
【知的財産関係】知的財産に関する紛争(特許権・実用新案権・意匠権・商標権・著作権・知的財産一般)	
アピールポイント	
<ul style="list-style-type: none">・当センターは、知的財産に関する紛争を裁判外で解決することを目的として、日本弁護士連合会と日本弁理士会が共同で運営する機関です。・調停人・仲裁人は、弁護士、弁理士及び学識経験者で構成され、それぞれの専門知識と経験を活かして、公平中立な立場で、非公開手続により、迅速かつ合理的に紛争を解決します。・調停及び仲裁の申立てや相談等は、東京本部以外にも、関西支部、名古屋支部、北海道支所、東北支所、中国支所、四国支所、九州支所でも受け付けています。	
手数料	
申請手数料	調停52,382円(税込)／仲裁110,000円(税込) ※申請人のみ負担
期日手数料	調停52,382円(税込)／仲裁110,000円(税込) ※各自負担
成立手数料	和解契約書作成手数料157,143円(税込)／仲裁判断書作成手数料220,000円(税込) ※各自負担
その他	調査等のため格別の実費が発生する場合、その実費
実施方法	
実施日時	月曜日から金曜日(祝祭日を除く)午前10時から正午まで 午後1時から午後4時まで 北海道支所のみ午前9時から午後4時まで/中国支所のみ火曜休業
手続実施者の構成	弁護士、弁理士、学識経験者のうち2名又は3名構成
解決までの標準期間	約6か月
オンラインによる申込み	オンラインによるお申込みはできません。
オンライン調停	可能です。
解決事例・相談事例等	
【解決事例】事例5:特許権侵害事件(https://www.ip-adr.gr.jp/case/ より) 《1》背景 機構に特徴を有する製品について特許権を有するX社は、Y社に対し、その製品の製造販売はX社の特許権侵害であるとしてその製造販売の差止めと損害の賠償を求めた。しかし、Y社はその製品がX社の特許発明の技術的範囲に属しないと主張し、話し合いは決着しなかった。そこで、X社は調停を申し立てた。 《2》申立の趣旨 Y社に、X社の特許権を侵害する製品の製造販売の中止と、過去の実施について適正な実施料の支払を求める。 《3》被申立人の主張 Y社は、X社の特許発明を実施しておらず、その特許権を侵害するものではない。 《4》争点 特許請求の範囲の製造方法による物の特定は、Y社製品が技術的範囲に属するか否かの判断に影響を与えるか否か。 《5》結論 相互に譲歩することにより円満な解決が得られた。 《6》本事例の特徴 調停人の判断が双方に尊重され、双方の譲歩により事件が解決された例です。訴訟で争うよりは時間、費用の面で利益があったものと思われる。	
その他特記事項等	
その他詳細な情報は、当センターホームページや欄外URLを御覧ください。	

・詳細は、こちら(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0119.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	愛知県社会保険労務士会
住所	愛知県名古屋市熱田区三本松町3番1号
名称	社労士会労働紛争解決センター愛知 TEL: 052-884-2221 E-mail: kaiketu@aichi-sr.com URL: http://www.aichi-sr.or.jp/contribution/2020060815403752.html

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

- 【労働関係】労働関係紛争
(解雇・賃金・ハラスメント・人間関係・職場環境)
※ 申立ては日本全国からできますが、あっせん手続の場所は事務所所在地を原則とします。

アピールポイント

- ・ あっせん人は特定社労士2人と弁護士1人で構成しており、法律分野のアドバイスもできます。
- ・ あっせん手続(期日)において、最高3回まで開催することができます。1回目のあっせんでは解決できなくても、2回目以降で和解するケースもあります。
- ・ あっせん手続では双方の意見を交互にじっくり聞き、解決に向けた努力をします。
- ・ 専門相談室があり、あっせん申請のアドバイスもします。
- ・ 令和4年度末までは、双方当事者からの諸手数料は無料です。

手数料

申請手数料	3,300円(税込) ただし、令和5年3月31日まで無料。
期日手数料	当事者双方から3,300円(税込) ただし、令和5年3月31日まで無料。
成立手数料	解決額の5.5%(税込) ただし、令和5年3月31日まで無料。
その他	あっせん人が出張した場合などは、交通費などの実費を請求する場合があります。

実施方法

実施日時	月～金/おおむね午後1時30分～4時30分頃
手続実施者の構成	特定社会保険労務士2名、担当弁護士1名の3人体制
解決までの標準期間	約2か月
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可

解決事例・相談事例等

- ・ 事業主が賃金や退職金を払ってくれないため、その支払いを求めるトラブル
- ・ 事業主から解雇の通告を受けたが、解雇されるような理由がないとしてその有効性についての争い
- ・ セクハラ・パワハラに関するトラブル など

その他特記事項等

職場での事業主と労働者のトラブルがあればお気軽にご相談下さい。



認証ADR機関の基本情報	
事業者名	愛知県土地家屋調査士会
住所	名古屋市西区新道一丁目2番25号
名称	あいち境界問題相談センター TEL: 052-586-1200 E-mail: webmaster@chosashi-aichi.or.jp URL: https://www.chosashi-aichi.or.jp/
取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)	
土地(原則として愛知県内の土地)の筆界が現地で明らかでないことを原因とする民事に関する紛争(筆界特定手続により筆界が特定された土地の所有権の及ぶ範囲に関する紛争を含む。)	
アピールポイント	
<p>令和3年1月27日から以下のとおり減額し、ご利用いただきやすくなりました。</p> <p>申立費用は3,300円(消費税込み、以下同じ:従前5,000円、従前は消費税別、以下同じ)、相手方応諾後の期日費用として、第1回目に申立人のみ7,700円で相手方は無料(従前は、相手方応諾時に申立人から15,000円及び当事者双方が調停期日ごとに各5,000円の支払い)、成立費用は110,000円(従前150,000円)です。</p> <p>また、法務局の筆界特定制度による筆界特定後に、境界標を設置するための調停(簡易調停)については、和解の成立費用も無料です(ただし、2回目までの調停で成立した場合に限ります。)</p>	
手数料	
申請手数料	3,300円
期日手数料	第1回調停期日のみ申立人のみ7,700円、第2回目からは無料
成立手数料	110,000円
その他	上記のほか、必要に応じて調査費用、閲覧手数料等があります。
実施方法	
実施日時	月～金/午前10時～午後5時(この時間以外も応相談)
手続実施者の構成	弁護士1名、土地家屋調査士2名の3名構成
解決までの標準期間	約6か月間
オンラインによる申込み	取り扱っていません。
オンライン調停	取り扱っていません。
解決事例・相談事例等	
<p>【解決事例】 ①筆界の紛争及び越境物に関する和解の成立 ②地方自治体を相手方とした筆界の紛争</p> <p>【相談事例】 相談者から隣地所有者に対し、何度も立会いを求めたが、隣地所有者は、境界に関する主張等を述べることなく、立会いの依頼に応じないため、境界が確認できない事例</p>	
その他特記事項等	
<p>当センターでは、境界に争いがある場合だけでなく、①境界立会いを申し入れても応じてもらえない場合、②境界については認めているものの立会確認書に印鑑をもらえない場合などにも利用していただけます。</p> <p>境界問題でお困りの方は、まず、当センターに御相談ください。</p>	

・詳細は、こちら(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0096.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報					
事業者名	愛知県行政書士会				
住所	〒461-0004 愛知県名古屋市中区葵一丁目15番30号				
名称	行政書士ADRセンター愛知				
	TEL: 052-908-3021				
	E-mail: info@aichi-gyosei.or.jp				
	URL: https://www.aichi-gyosei.or.jp/adrcenter/				
取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)					
紛争分野	①敷金返還、原状回復のトラブル ②外国人の就労・就学トラブル ③自転車事故トラブル ④愛護動物トラブル				対応可能地域: 愛知県内
アピールポイント					
面談は毎月第1・3の火曜日に行い、電話による事前相談は月曜日から金曜日の10時～16時に受け付けています。相談はいずれも無料で行っています。					
◇和解成立の実績は 23件中11件です。(令和3年11月現在)					
◇和解・仲介の実施に際しては、手続実施弁護士も同席し適切な解決を目指しています。					
手数料					
申請手数料	3,600円(申込人)				
期日手数料	3,600円(申込人、相手方共)				
成立手数料	不要				
その他					
実施方法					
実施日時	月曜日から金曜日、午前10時～午後4時のなかで実施				
手続実施者の構成	行政書士2名、弁護士1名で対応				
解決までの標準期間	約3か月				
オンラインによる申込み	不可				
オンライン調停	不可				
解決事例・相談事例等					
【解決事例】					
・原状回復費用の減額					
・敷金の返還					
・自転車と歩行者がぶつかった事例で、治療費と休業補償の獲得					
【相談事例】					
・ペットの購入に当たり、血統書の交付がされなかった					
・ペットが吠えかかり、驚いた人が自分の犬を抱き上げたときに肩を脱臼した					
・自転車で前方の自転車を追い越した際、追突し双方入院した、本人の保険が失効中の相談					
・中国人がアパートを借りるときのトラブル相談					
・3年経ったら正社員にする約束が、5年経っても臨時雇用のままなので正社員になれないか					
その他特記事項等					
	受理件数	終了件数	終了件数の事由の別		
			①和解成立	②相手方の不応諾	③その他
平成31年・令和元年度	0	0	0	0	0
令和2年度	2	2	0	1	1
令和3年度	2	0	0	0	0

・詳細は、こちら(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0062.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	公益社団法人 家庭問題情報センター
住所	名古屋市千種区内山3-18-6 マンション森 4階D号室
名称	名古屋ファミリー相談室 TEL: 052-753-4340 E-mail: info@fpic-nagoya.com URL:

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【家事関係】婚姻関係の維持又は解消、内縁関係の維持又は解消、子の監護(養育費、面会交流など)に関する紛争
対応可能地域: 中部圏

アピールポイント

1. 元家庭裁判所調査官、元裁判官、元家庭裁判所調停委員、弁護士など長年家事調停に携わってきた専門家が調停人となり、当事者間で合意ができるように中立公平の立場で対話を進めます。
2. 日曜・夜間を含め、当事者の御希望に沿った時間帯での開催ができるように可能な限り応じます。
3. 調停期日は5回又は3か月以内の早期解決に努めます。
4. 訴訟費用に比べ安価で解決が可能となります。
5. 調停手続は非公開で実施します。
6. 申込前の事前相談は無料で行います。

手数料

申請手数料	申込時双方3,000円
期日手数料	期日ごとに双方各10,000円
成立手数料	不要
その他	申込前事前相談は無料

実施方法

実施日時	受付: 月曜日～金曜日午後1時30分～午後4時30分 調停: 平日、土日祝日の午前10時午後3時午後6時
手続実施者の構成	前記資格を有する会員で調停人としてふさわしい候補者名簿の中から原則男女1名が指名されます。
解決までの標準期間	5回以内の調停の期日又は3か月以内の期間で合意が整うように努めます。
オンラインによる申込み	メールでの申込みについては検討中です。
オンライン調停	オンライン調停の実施については準備中です。

解決事例・相談事例等

相談は、離婚・円満調整・養育費・面会交流等と多岐にわたっているが、コロナ禍のため申立てには至っていません。
コロナの鎮静化に伴い積極的に申立てを受け付けたいと考えています。

その他特記事項等

その他詳細な情報は、当センターホームページや欄外URLを御覧ください。



認証番号【073】

認証年月日 平成22年8月4日

令和4年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報	
事業者名	三重県社会保険労務士会
住所	三重県津市島崎町255
名称	社労士会労働紛争解決センター三重 TEL: 059-228-4994 E-mail: info@mie-sharoushi.or.jp URL: http://www.mie-sharoushi.or.jp/
取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)	
【労働関係】労働関係紛争(解雇・賃金・ハラスメント・人間関係・職場環境) ～労働条件、雇用期間、賃金、安全衛生、退職、退職金、退職理由、解雇、 パワハラ、労災事故、雇用保険、社会保険、その他の労働契約に関する紛争 ※三重県のみ対応可能	
アピールポイント	
・当センターは、平成22年8月4日に法務大臣の認証を得て、三重県社会保険労務士会が運営する民間の紛争解決機関です。また、厚生労働大臣指定の個別紛争解決機関です。 ・労働問題に詳しい国家資格者である社会保険労務士が、その専門知識を活かして、中立・公正な立場で個別労働関係紛争の解決を図る機関です。 ・誰でも気軽に利用でき、迅速・円満に解決のお手伝いをします。 ・令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間、あっせん申立費用は無料です。	
手数料	
申請手数料	5,500円(税込)ただし、令和5年3月31日まで無料
期日手数料	なし
成立手数料	なし
その他	なし
実施方法	
実施日時	月曜日から金曜日 午前10時～午後4時
手続実施者の構成	社会保険労務士2名
解決までの標準期間	約2か月間
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可
解決事例・相談事例等	
【解決事例】 ・退職、解雇に関するトラブル ・賃金未払に関するトラブル	
その他特記事項等	
その他詳細な情報については、当会のホームページや欄外URLを御覧ください。	

・詳細は、こちら(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0073.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	三重県行政書士会
住所	三重県津市広明町328番地 津ビル2階
名称	行政書士ADRセンター三重 TEL: 059-253-3760 E-mail: adr@mie-gyoseisyoshi.jp URL: https://mie-gyoseisyoshi.jp/adr

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)
【生活環境関係】

- ・三重県内の事業所に就労している外国人の職場環境に関する紛争
- ・三重県内の学校に在籍する外国人の教育環境に関する紛争
- ・三重県内で発生した愛護動物(ペットその他の動物)に関する紛争
- ・三重県内に所在する建物の建物賃貸借の敷金返還または原状回復に関する紛争

【交通事故関係】

- ・三重県内で発生した自転車事故に関する紛争

アピールポイント

- ・当事者の一方がオンライン調停を希望する場合は、Web会議システム等を利用して調停に参加することができます。
- ・調停手続きに関する説明(事前相談)は無料で行います。
- ・申請手数料10,000円(税込)は申込みを不受理とした場合には、その全額を返還します。
- ・三重県外において発生した紛争であっても当事者が希望し、当センターで実施することが相当と判断した場合は対応可能となります。

手数料

申請手数料	10,000円(税込) 申込人負担
期日手数料	第1回期日:10,000円(税込) 申込人負担 第2期以降:20,000円(税込) 当事者双方で折半が原則
成立手数料	合意書作成料として20,000円(税込) 当事者双方で折半が原則
その他	指定場所以外で実施する場合は調停人の日当及び交通費等の費用がかかります。

実施方法

実施日時	原則として毎週火曜日・水曜日午前10時～午後4時まで (年末年始・夏季休暇・祝祭日を除く)
手続実施者の構成	行政書士2名、弁護士1名
解決までの標準期間	約1か月～3か月
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	当事者の一方のみ、Web会議システムを利用した調停が可能

解決事例・相談事例等
【想定される事例】

- ・外国人に対する職場のハラスメント、職場での待遇についての不満
- ・外国人の就学者に対するいじめ、外国人就学者の学校に対するクレーム
- ・ペットによる噛みつき、引っかき事故やペットの鳴き声をめぐる紛争
- ・自転車と自転車の衝突、自転車と歩行者との衝突、自転車が引き起こした物損事故
- ・敷金精算に関する紛争、賃貸物件の原状回復費用の負担割合に関する紛争

その他特記事項等

当センターは、専門的なトレーニングを受けた調停人のサポートにより、しっかりと話し合ってもらえることで、当事者の気持ちも十分に配慮することができること、当事者の都合に合わせて柔軟性があること、手続は非公開で進められることなど、様々な点で安心してご利用いただけます。



・詳細は、こちら(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0169.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報	
事業者名	滋賀県司法書士会
住所	滋賀県大津市末広町7番5号
名称	滋賀県司法書士会調停センター「和(なごみ)」 TEL: 077-525-1093 E-mail: shigakai@sigatukasa.or.jp URL: https://sigakai.com/nagomi/
取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)	
<p>【取扱う紛争分野】民事に関する紛争一般(紛争の価額が140万円以下のものに限る。) ～特に貸金・債務関係、不動産利用関係、近隣紛争などの案件を広く扱う。</p> <p>【対応可能地域】滋賀県内全域</p>	
アピールポイント	
<ul style="list-style-type: none"> ・期日手数料3回目までは無料です。 ・当センターは弁護士助言を受けずに認定司法書士が調停人となります。 ・認証取得後受付件数は60件以上です。 ・利用者の希望に応じ、可能な限り土日開催、県内出張開催を行っております。 ・紛争の金額が10万円以下の場合、申立手数料を無料とし、諦めてしまいがちな少額案件の解決支援に力を入れています。 	
手数料	
申請手数料	紛争の金額に応じ最大5,000円(税込)、紛争の金額10万円以下は無料
期日手数料	3回まで無料、4回目以降紛争の金額に応じ1回につき最大10,000円(税込)
成立手数料	合意により得られる利益の額に応じ最大10,000円(税込)
その他	詳細についてはホームページを御覧ください。(上記URLより)
実施方法	
実施日時	事例に応じ、17時以降や休日の開催も可能(要相談)
手続実施者の構成	認定司法書士2名
解決までの標準期間	約3～6か月
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	現在は不可(制度設計中)
解決事例・相談事例等	
<p>【解決事例】 知人間の貸金請求や損害賠償請求／未払家賃の請求／御近所同士や自治会内のもめ事／事業者と消費者とのトラブル／台風被害に関連する請求 など</p>	
その他特記事項等	
<p>双方の個別事情やお気持ちに十分配慮し、細やかにお話しをサポートすることを目指しております。友人知人間・親族間・職場内・地域内など、裁判所に持ち込むにはなじまないトラブルの解決にぜひ御利用ください。必ずしも調停期限内に解決しないこともありますが、「調停申入文書を送ってもらっただけで進展した」「相手の考えが分かった」「感情的なわだかまりが取れて、直接交渉が可能になった」といった事例も多数ありますので、お気軽に御相談ください。</p>	

・詳細は、こちら(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0026.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報	
事業者名	滋賀県社会保険労務士会
住所	滋賀県大津市打出浜2番1号「コラボしが」6階
名称	社労士会労働紛争解決センター滋賀 TEL: 077-526-3760 E-mail: shiga-sr@ex.biwa.jp URL: http://www.sr-shiga.com/
取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)	
【労働関係】労働者と事業主の間の個別的な紛争 解雇、雇い止め、賃金未払い、セクハラ、パワハラなど 【対応可能地域】紛争発生の事業所または相手方の住所のいずれかが滋賀県内の紛争	
アピールポイント	
平成22年の開設以来、年平均2件の申立てで、概ね和解成立で終結しています。 毎週土曜日には総合労働相談所を開設しており、無料で相談できますので、その際にあっせん申請のアドバイスを受けることができます。 原則1回のあっせん手続きで終結でき、裁判に比して早期解決できます。	
手数料	
申請手数料	11,000円 ただし当分の間無料です。
期日手数料	不要
成立手数料	不要
その他	不要
実施方法	
実施日時	原則毎週水曜日と毎月第二土曜、午前10時～午後5時ですが、臨機に設定いたします。
手続実施者の構成	特定社会保険労務士2名、弁護士1名
解決までの標準期間	約1か月
オンラインによる申込み	原則オンラインでの申込でなく、面談を実施して申立の受理決定となります。
オンライン調停	オンラインによるあっせんは、実施しておりません。
解決事例・相談事例等	
【解決事例】 上司によるパワハラの紛争について、双方の主張を根気よく聴いて、和解に導きました。 退職に関する紛争事例では、雇用保険喪失届の手続きの齟齬について、社労士の専門知識を駆使して解決金での決着となりました。	
その他特記事項等	
事前説明で申立書の記載方法その他を懇切丁寧に説明します。 手続は非公開で、当事者ごとに部屋を用意し、互いに会うことはありません。 労働者だけでなく、事業主側からも、いずれも申立て可能です。 あっせん手続自体は無論のこと、個人情報や会社機密その他が外部に漏れることはありません。	

・詳細は、こちら(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0079.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	滋賀県土地家屋調査士会
住所	滋賀県大津市末広町7番5号
名称	境界問題解決支援センター滋賀
	TEL: 077-525-0923
	E-mail: adr-shiga@shiga-kai.jp
	URL: www.shiga-kai.jp/adr

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【生活環境関係】 土地の境界に関する紛争

【対応可能地域】 主に滋賀県内

アピールポイント

当センターの調停委員は、土地の境界に関する調査判断能力、測量技術を兼ね備えた土地家屋調査士と、法律の専門家である弁護士が担当します。土地家屋調査士は日頃の業務においても土地所有者の皆様の土地に対する思い入れを理解し、その大切な土地のことでお隣同士もめごとになることがいかに大変かを実感しています。

調停では皆様のお気持ちを十分お聴きし、専門家としての意見も交えながら、最後は納得して話し合いが終わることができるようお手伝いをさせていただいています。相手はどうせ来ないだろうという心配の声もありますが、電話、手紙、訪問説明で話し合いへの参加を積極的に呼びかけています。

どうぞ、「裁判までは…」とお考えの方、難しい境界問題は一人で悩んでいても解決には向かいません。まずはセンターに御相談ください。

手数料

申請手数料	11,000円
期日手数料	22,000円
成立手数料	110,000円 ※調停期日が1～3回で成立した場合
その他	ただし手数料が無料の場合があります(期間限定)

実施方法

実施日時	月～金/午前9時～午後5時
手続実施者の構成	土地家屋調査士1名 弁護士1名
解決までの標準期間	約6か月間
オンラインによる申込み	準備中
オンライン調停	準備中

解決事例・相談事例等

【解決事例】

- ・境界の認識が合致せず登記できずに困っていたが、現地調停などの手続が丁寧に進められた結果、認識の一致が見られ紛争解決。登記完了につながった。
- ・現地の状況と法務局公図が違っていたことが主な原因で争いになったが、「境界問題の解決」だけにとらわれない柔軟な方法に双方が納得し、解決が図られた。

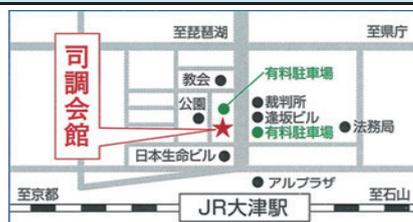
その他特記事項等

境界トラブルを専門家がサポート

境界

滋賀

検索



・詳細は、こちら(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0029.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報					
事業者名	京都弁護士会				
住所	京都市中京区富小路通丸太町下ル榎屋町1番地				
名称	京都弁護士会紛争解決センター TEL: 075-231-2378 E-mail: なし URL: https://kyoto-adr.jp/				
取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)					
当事者の話し合いで解決できる民事に関する紛争であれば、どのような紛争でも受付します。 紛争解決(ADR)は、京都弁護士会館のほかに、京都駅前法律相談センター、丹後法律相談センター大宮相談所、綾部法律相談センター(綾部市立会館市民ホール)、山城広域振興局 宇治総合庁舎でも利用可能です。					
アピールポイント					
これまで紛争解決制度としては、裁判所による裁判や調停が唯一の方法でした。しかし、社会や人間関係が複雑化するに従い、そこに生じる紛争も複雑・多様化してきましたので、種々の紛争パターンに応じた紛争解決制度が求められるようになりました。また、簡易・迅速な紛争解決制度があれば、法律相談業務において相談事件の中で簡易・迅速な紛争解決に適する事件について、そのような制度を相談者の皆様に提示することができ、相談業務を一層充実、強化することになります。 そこで、京都弁護士会では2000年10月、民事紛争を簡易・迅速に解決する制度として「京都弁護士会仲裁センター」を発足させました。そして、2007年4月より、名称を「京都弁護士会紛争解決センター」に変更しました。 2007年11月には、ADR法の認証も取得しました。時効中断効などの法上の効果も付与されました。管轄を限定するものでなく、京都府外の方でも広く利用できますので、皆様もぜひ御利用ください。					
手数料					
申請手数料	11,000円(税込)				
期日手数料	なし				
成立手数料	和解あつせん・仲裁が成立した場合にお支払いいただきます。 手数料額は原則として次のとおりです(税別)。 紛争の価格100万円以下の部分 8% 100万円を超え300万円以下の部分 5% 300万円を超え3,000万円以下の部分 1% 3,000万円を超える部分 0.5% 上で示された金額を紛争当事者で原則として半額ずつ御負担いただきます。				
その他	鑑定を利用した場合や出張が必要な場合は、その都度費用が必要になります。 これらの費用は、あらかじめ、誰がいくら負担する必要があるのか見積もった上でお知らせします。				
実施方法					
実施日時	原則平日午前10時～午後5時				
手続実施者の構成	当会所属の弁護士で構成。事案によっては建築士などの専門家が構成員に加わることがあります。				
解決までの標準期間	期日3回程度				
オンラインによる申込み	「コロナ対応臨時Web調停」(https://www.kyotoben.or.jp/adr.cfm)については、オンラインによる申込みが可能です(※かいけつサポートの認証外手続です)。				
オンライン調停	オンライン調停を可能とする手続規程に改正中です。2022年度中に対応可能となる予定です。				
解決事例・相談事例等					
<ul style="list-style-type: none"> ・請負の瑕疵に基づき、注文者兼貸人及び賃借人に損害が生じた場合について、求償の循環を見越して三者間であっせん手続をしてスピーディーに一括解決が図られた事例。 ・相手方の配偶者と不貞関係となり、相手方から過大な慰謝料請求がなされた場合について、公平中立な第三者(あっせん人)を介して相当額を支払うことで円満解決が図られた事例。 ・株券の返還義務を負っている相手方に対し、分割して返還する旨の約束をさせ、一定期間ごとに期日を開催し、履行状況をあっせん人が確認することで全株の返還が実現され、結果として、申立人が配当金返還請求権を放棄した事例。 ・ビルの3階の一室を教室として賃借したが、1階で営業活動をしている貸借人が1階にある唯一の出入口のカギを施錠するようになり、教室運営に支障をきたしている場合について、当面の間(新たな合意が成立するまでの間)教室が開かれている時間帯はカギを施錠しない旨の合意をし、新たな合意成立に向けた協力義務についても合意した事例。 					
その他特記事項等					
過去3か年の取扱件数					
	受理件数	終了の事由(結果)			
		①和解成立	②相手方の不応諾	③その他	未終了
2020年度	18	6	7	4	1
2019年度	28	15	4	9	0
2018年度	29	10	7	12	0

・詳細は、こちら(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0005.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報	
事業者名	京都司法書士会
住所	京都市中京区柳馬場通夷川上ル五丁目232番地の1
名称	京都司法書士会調停センター TEL: 075-251-8741 E-mail: JDY07437@nifty.com URL: http://siho-syosi.jp/
取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)	
【紛争の分野】 民事に関する紛争(全般(ただし、登記手続関連の家事事件以外の家事事件を除く。)) ～ 不動産関係(遺産分割・相続トラブル・賃貸借・敷金返還) 相隣関係(騒音・迷惑行為など)、パワハラ、いじめ、子どものトラブル、不法行為など 【対応可能地域】 当事者の住所地を限定しないが、調停は原則センターでの開催とします。 (なお、センター以外の場所で調停を行う場合、手続実施者及び手続実施弁護士の 交通費、会場費は当事者の負担となります。)	
アピールポイント	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 同席型、対話型の調停を実施しています。(メディエーションという手法です。)感染対策に留意しながら開催しています。 ・ 話合いたい、でも一人じゃ不安、という時にぜひ御利用ください。 ・ 中立な第三者(司法書士・弁護士)が見守る中、当事者同士の話し合いによる解決を目指します。 ・ 学校・職場、地域、親族など、お互いの関係性が継続する場合に向いています。 ・ 強制力のない手続、しかも対話型の調停に相手方が参加してくれる事は、相手も話し合ってみたい、解決したいという証です。相手方に参加いただけるよう個別に連絡しています。 ・ 利用相談無料 個別調整となりますが、日程も土日や平日夜間にも対応可能です。 	
手数料	
申請手数料	11,000円
期日手数料	11,000円
成立手数料	不要。ただし、合意書を作成する場合は手数料33,000円をいただきます。
その他	調停場所が当センター以外の場合、会場費等の実費を頂戴します。
実施方法	
実施日時	月～金(祝祭日除く) 午前10時から午後4時 (左記以外の日時も対応可)
手続実施者の構成	司法書士1名、事案によって弁護士同席
解決までの標準期間	期日3回 約3か月を目途
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可
解決事例・相談事例等	
【解決事例】 ・ 賃貸トラブル (賃料増額の話から、明渡しに話が変わり、円満解決) ・ 遺産分割 (親族同士では中々話がまとまりませんでした、当センターの調停を経て握手で合意)	
その他特記事項等	
その他詳細な情報は、当会ホームページや欄外URLを御覧ください。	

・詳細は、こちら(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0108.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報	
事業者名	京都府社会保険労務士会
住所	京都市上京区今出川通り新町西入ル弁財天町332番地
名称	社労士会労働紛争解決センター京都 TEL: 075-417-1881 E-mail: kyosyarou@sr-kyoto.or.jp URL: http://www.sr-kyoto.or.jp/
取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)	
[紛争の分野] 労働関係紛争 (解雇・賃金・ハラスメント等、職場のトラブルにおける労使間の個別労働紛争) [対応可能地域] 紛争当事者のいずれかの住所又は所在地が京都府内であること	
アピールポイント	
<ul style="list-style-type: none"> ・当センターは平成20年の認証取得以来、受理件数の総数は37件、うち和解成立は8件の実績となっています。 ・あっせん員は専門の研修を受けた特定社会保険労務士で、事案の内容によっては弁護士も担当します。手続は簡単、公平・中立、迅速に和解を目指します。 ・受付は毎週月曜日から金曜日の午前10時から午後5時です。(社労士会館休業日は除く) ・毎週水曜日に無料相談会を開催しています。(予約制、土曜開催の時もあります。) ・令和6年3月31日までは、申立手数料は無料です。成立手数料等も徴求しません。 	
手数料	
申請手数料	11,000円(消費税込み)ただし、令和6年3月31日まで無料
期日手数料	なし
成立手数料	なし
その他	なし
実施方法	
実施日時	原則 火・金 午後1時～午後5時
手続実施者の構成	特定社会保険労務士(事案の内容によっては弁護士も担当)
解決までの標準期間	約1か月
オンラインによる申込み	なし
オンライン調停	なし
解決事例・相談事例等	
【解決事例】 <ul style="list-style-type: none"> ・残業代未払について和解が成立し、申立人・被申立人共に和解内容に納得された。 ・パワハラによりうつ病になったが、あっせんを申し立てたことにより、金銭解決ができ、喜ばれた。 ・解雇に伴う解決金の請求事案で、あっせんにより両者が納得いく金額で和解が成立した。 	
その他特記事項等	
<ul style="list-style-type: none"> ・窓口で申立書の記載方法も含め、懇切丁寧に説明します。 ・原則1回のあっせんでの和解を目指します。 ・手続は非公開かつ手続実施者等は在任中はもとより退任後も知り得た事実を他に漏らしません。 ・社会保険労務士は国家資格者です。信頼できる身近なアドバイザーとして、お気軽に御相談ください。 	

・詳細は、こちら(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0013.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報	
事業者名	京都土地家屋調査士会
住所	京都市中京区竹屋町通富小路東入魚屋町439番地
名称	京都境界問題解決支援センター TEL: 075-221-5258 E-mail: info@adr-kyoto.com URL: http://www.adr-kyoto.com
取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)	
【生活環境関係】土地の境界に関する紛争 境界線に紛争が生じている不明となった境界線の確認、越境物の解消、越境工作物などの解消(原則、京都府内の土地にて対応可能。)	
アピールポイント	
京都境界問題支援センターでは、筆界の専門家である土地家屋調査士と法律の専門家である弁護士とが共同で紛争問題に対応します。 境界問題が起こった時、当センターでは、どのような解決方法が良いのかを含めて、無料で事前説明(事前相談)を行っております。 調停が進む過程で、現地調停等も行い、現地に即したより良い解決方法を目指しております。 調停は相手方の同意がないと進めることはできませんが、相手が調停に応じていただけるようできる限りの説得をいたします。仮に調停に応じていただけない場合は、申立手数料の半額を返還いたします。	
手数料	
申請手数料	22,000円 (申立人全額負担)
期日手数料	16,500円 1期日(原則、申立人・相手方双方負担)
成立手数料	220,000円 (申立人・相手方が連帯負担)
その他	上記の他、相談手数料、調査測量鑑定費用、閲覧手数料等があります。
実施方法	
実施日時	月～金曜日 / 午前10時～午後4時
手続実施者の構成	土地家屋調査士 2名、弁護士 1名 (調停)
解決までの標準期間	3か月～6か月間
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可
解決事例・相談事例等	
隣人から法務局の公図を復元すると建物が越境していると言われた。 隣地所有者が事前連絡なしにブロック塀を取り壊した。その塀には境界標が設置されていたので境界が不明となり困っている。	
その他特記事項等	
境界問題でお悩みの方は、一人で悩んでいないで、当センターの事前説明(事前相談)を一度、受けてみてください。より良い解決の方法が見つかるかもしれません。	

・詳細は、こちら(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0065.html>)を御覧ください。



認証番号【068】

認証年月日 平成22年4月21日

令和4年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報	
事業者名	京都府行政書士会
住所	京都市南区東九条南河辺町85番地3
名称	京都外国人の夫婦と親子に関する紛争解決センター TEL: 075-692-3555 E-mail: info@kyoto-shoshi.jp URL: http://www.kyoto-shoshi.jp/
取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)	
【家事関係】外国人を当事者とした夫婦と親子に関する紛争 一方又は双方が、京都府、大阪府、兵庫県、滋賀県、奈良県又は和歌山県に居住地を有する外国人を当事者とした、在留資格の得喪に関連する夫婦と親子に関する紛争。 同居請求・夫婦関係調整(離婚)・任意認知・親権者の指定、離婚給付等。	
アピールポイント	
日本で唯一の、在留外国人の家事紛争を扱うADR機関です。入国管理手続に精通する行政書士と、法律のプロである弁護士が協力して対応しています。 相談から調停に至るプロセスを丁寧に説明し、調停に至らなくても相談者の不安や悩みの解決に役立っています。 翻訳や通訳も当センターで手配することが可能で、6カ国語の案内もあります。 「迅速・誠実・中立・公平」を旨とし、入国管理局の在留審査において、当センターの調停は家庭裁判所の調停と同様の扱いを受けています。	
手数料	
申請手数料	5,500円(税込)
期日手数料	なし
成立手数料	なし
その他	調査費用、鑑定費用、翻訳費用が必要な場合があります。
実施方法	
実施日時	月曜～金曜 10時～16時 ただし、調停は土曜日13時～16時可
手続実施者の構成	行政書士2名 弁護士1名 の3名
解決までの標準期間	約3～5か月
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可
解決事例・相談事例等	
【解決事例】 ①申立てのとおり調停離婚が成立。相手方の協力も得られ、在留資格変更もスムーズに完了。 ②同居を求める調停申立て。双方の言分を丹念に聞き、同居再開の和解契約が成立。 【相談事例】 離婚及びそれに伴う子の親権、子との面会交流、養育費の負担額	
その他特記事項等	
Put our center to good use in the following cases ! ◆Demand for Cohabitation ◆Divorce ◆Voluntary Acknowledgement of Paternity ◆Designation of a parent who has parental authority Fax : 075 - 692 - 3600 / E-mail : info@kyoto-shoshi.jp	

・詳細は、こちら(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0068.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報	
事業者名	公益社団法人 民間総合調停センター
住所	大阪府大阪市北区西天満1丁目12番5号 大阪弁護士会館1階
名称	公益社団法人 民間総合調停センター TEL: 06-6364-7644 E-mail: URL: https://www.minkanchotei.or.jp/
取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)	
<p>【民事一般】民事に関する紛争(全般) ※民事上の紛争であれば、全て取り扱います。 【対応可能地域】全国の紛争を取り扱い可能(ただし、対応は事業者の事務所のみ)</p>	
アピールポイント	
<ul style="list-style-type: none"> ・各種専門家団体(大阪弁護士会、大阪司法書士会、大阪土地家屋調査士会、大阪府不動産鑑定士協会、大阪府宅地建物取引業協会、全日本不動産協会大阪府本部、日本公認会計士協会近畿会、大阪府建築士事務所協会、大阪社会福祉士会、大阪府社会保険労務士会、大阪府建築士会、近畿税理士会、大阪府臨床心理士会、大阪府マンション管理士会等)、消費者団体、自治体等が協力し、広い分野について、高い専門性を用いて和解あっせんにあたります。 ・申立書の書き方等を説明、アドバイスいたします(無料)。 ・期日は、夜間、土曜日にも実施することができます。 ・利用時間中にお子様を預かる、一時保育サービスをご用意しています(無料)。 	
手数料	
申請手数料	1件10,000円(税込) (国際家事事件は1件30,000円(税込)) ※ 紛争額に関わらず定額。但し、複数の紛争が含まれる場合は増額。 ※ 相手方が応諾しない場合は、7,000円を返金。 ※ 災害ADRの場合は、申請手数料は免除いたします。
期日手数料	なし
成立手数料	詳細は欄外のURL参照。
その他	詳細は欄外のURL参照。
実施方法	
実施日時	月～金/午前9時～午後5時(但し、正午～午後1時及び土日祝祭日は除く)。
手続実施者の構成	当センター参加の各種専門家団体等から推薦された実施者の中から、申立ての内容に即した専門家3名を選任いたします。 但し、「国際家事事件」は2名の専門家が担当いたします。
解決までの標準期間	約4か月間程度
オンラインによる申込み	原則不可
オンライン調停	すべての案件につき実施可能(予定)
解決事例・相談事例等	
<p>【解決事例】 金銭貸借に関する問題、交通事故(自転車事故含む)に関する問題、境界問題、医事紛争、建築紛争、不動産・住宅に関する問題、近隣紛争、相続問題、夫婦・親子間の問題、労働問題、消費者問題、福祉に関する問題、知的財産に関する問題など多数。</p>	
その他特記事項等	
<p>複数の専門家団体が協力して、紛争解決にあたる、全国で唯一の団体です。対応可能分野が広いことはもちろん、複数の問題がからまった紛争でも、ここで一気に解決することを目指します。 申立書作成のための無料相談もごさいますので、どうぞお気軽にお問合せください。</p>	
	

・詳細は、こちら(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0043.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	日本知的財産仲裁センター
住所	大阪府大阪市北区西天満1-12-5 大阪弁護士会館内
名称	日本知的財産仲裁センター(JIPAC) 関西支部 TEL: 06-6364-0861 E-mail: URL: https://www.ip-adr.gr.jp/

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【知的財産関係】知的財産に関する紛争(特許権・実用新案権・意匠権・商標権・著作権・知的財産一般)

アピールポイント

- ・当センターは、知的財産に関する紛争を裁判外で解決することを目的として、日本弁護士連合会と日本弁理士会が共同で運営する機関です。
- ・調停人・仲裁人は、弁護士、弁理士及び学識経験者で構成され、それぞれの専門知識と経験を活かして、公平中立な立場で、非公開手続により、迅速かつ合理的に紛争を解決します。
- ・調停及び仲裁の申立てや相談等は、東京本部以外にも、関西支部、名古屋支部、北海道支所、東北支所、中国支所、四国支所、九州支所でも受け付けています。

手数料

申請手数料	調停52,382円(税込)／仲裁110,000円(税込) ※申請人のみ負担
期日手数料	調停52,382円(税込)／仲裁110,000円(税込) ※各自負担
成立手数料	和解契約書作成手数料157,143円(税込)／仲裁判断書作成手数料220,000円(税込) ※各自負担
その他	調査等のため格別の実費が発生する場合、その実費

実施方法

実施日時	月曜日から金曜日(祝祭日を除く)午前10時から正午まで 午後1時から午後4時まで 北海道支所のみ午前9時から午後4時まで/中国支所のみ火曜休業
手続実施者の構成	弁護士、弁理士、学識経験者のうち2名又は3名構成
解決までの標準期間	約6か月
オンラインによる申込み	オンラインによるお申込みはできません。
オンライン調停	可能です。

解決事例・相談事例等

【解決事例】事例5:特許権侵害事件(<https://www.ip-adr.gr.jp/case/>より)
《1》背景 機構に特徴を有する製品について特許権を有するX社は、Y社に対し、その製品の製造販売はX社の特許権侵害であるとしてその製造販売の差止めと損害の賠償を求めた。しかし、Y社はその製品がX社の特許発明の技術的範囲に属しないと主張し、話し合いは決着しなかった。そこで、X社は調停を申し立てた。
《2》申立の趣旨 Y社に、X社の特許権を侵害する製品の製造販売の中止と、過去の実施について適正な実施料の支払を求める。
《3》被申立人の主張 Y社は、X社の特許発明を実施しておらず、その特許権を侵害するものではない。
《4》争点 特許請求の範囲の製造方法による物の特定は、Y社製品が技術的範囲に属するかどうかの判断に影響を与えるか否か。
《5》結論 相互に譲歩することにより円満な解決が得られた。
《6》本事例の特徴 調停人の判断が双方に尊重され、双方の譲歩により事件が解決された例です。訴訟で争うよりは時間、費用の面で利益があったものと思われる。

その他特記事項等

その他詳細な情報は、当センターホームページや欄外URLを御覧ください。

・詳細は、こちら(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0119.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報	
事業者名	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
住所	大阪府中央区本町橋2-23 第七松屋ビル1003号室
名称	Consumer ADR TEL: 03-6434-1125 E-mail: URL: https://nacs.or.jp
取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)	
<p>【消費者関係】特定商取引に関する紛争 例)訪問販売、通信販売、電話勧誘販売に係る取引</p> <p>【対応可能な地域】 消費者相談は、全国対応可能。</p>	
アピールポイント	
<p>①ConsumerADRは、NACSの消費者相談を受けることを前提としています。この消費者相談は、土曜日・日曜日に実施されているので、平日仕事等で時間の取れない方も相談ができるようになっています。また、相談の段階で、事案の内容を詳しく聞き取り事実関係の整理ができるため裁定手続に移行してから手続をスムーズに行えます。</p> <p>【消費者相談】 土曜日(年末年始を除く)10時～12時、13時～16時 TEL:06-4790-8110 日曜日(年末年始を除く)11時～16時 TEL:03-6450-6631</p> <p>②手続実施者の弁護士は、消費者問題に精通し実績のある弁護士が担当します。また、他の手続実施者は、消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタント、消費生活相談員のいずれかの資格を有し、かつ消費者相談業務に関し3年以上の実務経験のある者が務めます。</p>	
手数料	
申請手数料	申立費用5,000円(税込)
期日手数料	なし
成立手数料	なし
その他	
実施方法	
実施日時	月曜日・水曜日・木曜日の午前10時から午後4時まで(年末年始・祝祭日を除く)
手続実施者の構成	弁護士1名・消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタント、消費生活相談員のいずれかの資格を有する者2名
解決までの標準期間	消費者取引の特性上、相談者や事例ごとに異なり標準期間はない。
オンラインによる申込み	なし
オンライン調停	なし
解決事例・相談事例等	
<ul style="list-style-type: none"> ・「2年後にリリースするアプリのCMのための資金を募っている。アプリを一生無料で使え、アプリを使うユーザーの利用料の一部があなたの収入となる」と言われ会員契約をした。解約したい。 ・職場に「投資用マンションを購入しないか」としつこく電話がかかる。断りたいがどうすればよいか。 ・中学生の息子が半年間で54万円もゲーム課金したことがわかった。自宅にあったお金を持ち出して電子マネーを購入し、使ったようだ。返金してほしい。 	
その他特記事項等	
<p>首都圏には、国民生活センター始め、東京都消費生活総合センター等、消費者問題関連の各種ADR機関がありますが、関西にはそのような機関が少なく、また、あっても活動が停滞気味です。そこで、当協会では平成30年度から西日本支部(大阪府)において裁定手続を実施することにしました。手続の対象が、消費者契約という特質(契約金額が少額、契約者が高齢等)を考えると、地域密着型のADRは重要性が高いと思われます。</p>	

・詳細は、こちら(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0010.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報	
事業者名	大阪府社会保険労務士会
住所	大阪府大阪市北区天満2-1-30 大阪府社会保険労務士会館
名称	社労士会労働紛争解決センター大阪 TEL: 06-4800-8188 E-mail: info@sr-osaka.jp URL: http://www.sr-osaka.jp/
取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)	
【労働】労働関係紛争 解雇・賃金・職場環境改善等を扱います。 (申立人・被申立人の住所又は会社・事業所の所在地が大阪府の場合対応可能)	
アピールポイント	
<ul style="list-style-type: none"> ・当センターは、平成21年の認証取得以降、受理件数の総数は194件、うち和解成立は69件の実績があり、経験・実績が豊富です。 ・申立費用は無料となっています(令和4年12月31日まで)。 	
手数料	
申請手数料	3,300円(ただし、令和4年12月31日まで無料です。)
期日手数料	不要
成立手数料	不要
その他	不要
実施方法	
実施日時	毎週木曜日午後1時～午後8時、毎月第1土曜日午前10時～午後5時 (この日時以外も応相談) 受付は月曜日～金曜日の午前10時～午後5時(祝祭日を除く。)
手続実施者の構成	特定社会保険労務士
解決までの標準期間	約1か月
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可
解決事例・相談事例等	
【解決事例】 ・未払残業代の支払を求める労働者側の申立てについて、会社側が解決金を支払うことで和解が成立した。 ・解雇の撤回と職場復帰を求める労働者側の申立てについて、会社側が解決金を支払うことで和解が成立した。 ・雇止めに対し契約の更新を求める労働者側の申立てについて、会社側が契約を更新し、雇用を継続することで和解が成立した。	
【想定事例】 ・労働条件引き下げ、在籍出向、配置転換等	
その他特記事項等	
その他詳細な情報は、当会ホームページや欄外URLを御覧ください。	

・詳細は、こちら(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0035.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	大阪土地家屋調査士会
住所	大阪府中央区北新町3番5号
名称	境界問題相談センターおおさか TEL: 06-6942-8750 E-mail: soudan@chosashi-osaka.jp URL: http://www.kyokai-osaka.jp/

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【生活環境関係】土地の境界に関する紛争

土地の境界に関する紛争及び土地境界が不明であることに起因する所有権の範囲に関する紛争(不動産登記法上の筆界特定手続により筆界が特定された土地の紛争も含む。)

アピールポイント

- ・土地家屋調査士と弁護士との専門的知見をいかし、実情に合った柔軟な解決が可能です。
- ・簡易調停として、筆界特定後の筆界点に境界標の設置をし、和解契約書の作成ができます。

手数料

申請手数料	21,000円(第1回期日手数料を含む)
期日手数料	2回目以降期日手数料(原則双方負担) 1回につき21,000円
成立手数料	21万円(原則双方負担。事案により増減あり。簡易調停は無料)
その他	調査、測量、鑑定費用、閲覧・謄写手数料等

実施方法

実施日時	月～金/午前9時から午後5時まで(祝祭日を除く)
手続実施者の構成	土地家屋調査士2名及び弁護士1名
解決までの標準期間	約6か月間
オンラインによる申込み	未実施
オンライン調停	未実施

解決事例・相談事例等

- 【解決事例】
- ・土地の境界が不明であるためにおこるトラブル→境界の確認、境界標の設置、越境した建物の今後の取扱について等の問題解決
- 【想定事例】
- ・筆界特定された土地において、双方の土地所有者の承諾のもと、現地に境界標を設置する。

その他特記事項等

- 【無料事前相談のご案内】
- ・土地家屋調査士による無料の事前相談を実施しております。
相談日時：毎月第二水曜日 午後1時～4時
相談場所：境界問題相談センターおおさか
完全事前予約制です。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	大阪府行政書士会
住所	大阪府大阪市中央区南新町1丁目3番7号
名称	行政書士ADRセンター大阪
	TEL: 06-6943-7511
	E-mail: info@osaka-gyoseishoshi.or.jp
	URL: http://www.osaka-gyoseishoshi.or.jp/adr/

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

- 【生活環境関係】・愛護動物に関する紛争
・建物賃貸借の敷金返還または原状回復に関する紛争
・外国人の労働環境・教育環境に関する紛争
- 【交通事故関係】・自転車に関する紛争

アピールポイント

事前に相手方に連絡して説明をすることにより、相手方が話し合いに応じる可能性が高まるよう努めています。相手方が不応諾の場合には、手数料の一部を返還します。
大阪府外の紛争であっても対応が可能です。

手数料

申請手数料	申込手数料: 金11,000円(税込)
期日手数料	-
成立手数料	-
その他	合意書作成料: 金11,000円(税込) 若しくは金22,000円(税込)

実施方法

実施日時	【申込み相談日】予約制 【調停実施日】 毎週火曜日及び金曜日 午前10時～午後4時 上記、調停実施日時以外でも対応可能な場合があります。
手続実施者の構成	原則として行政書士1名、事案により行政書士1名・弁護士1名の2名で構成
解決までの標準期間	-
オンラインによる申込み	-
オンライン調停	-

解決事例・相談事例等

- 子猫を治療しその2日後に急変し死亡。納得できない飼い主が慰謝料等を請求してきた。当事者だけで解決するのは不安なので、専門家に間に入って欲しい。
- 数年しか入居していないにもかかわらず、高額な原状回復の費用を請求された。外国人で日本の慣習や法律にも不慣れなので専門家の力を借りたい。
- 壁に穴を開けられたので退去時に修繕費用を請求したが、支払ってもらえず、困っている。
- 電動自転車で走行中、老人が運転する自転車と衝突して転倒させ、持病を悪化させてしまった。
- 小学生の子どもが自転車で走行中、歩行者にぶつかり骨折させてしまった。相手から損害賠償請求をされているが保険に入っていないので払えず困っている
- 入社10年目の外国人であるが、能力や経験からかけ離れた程度の低い仕事しか命じられておらず納得できない。また上司に、プライベートなことに過度に立ち入れ困っている。

その他特記事項等

【問合せ日】
毎週月曜日～金曜日 午前10時～午後4時
※年末年始、夏季休暇、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する祝日は、休み。

・詳細は、こちら(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0140.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	公益社団法人 家庭問題情報センター
住所	大阪府大阪府中央区内本町1丁目2番8号 TSKビル9階903号室
名称	大阪ファミリー相談室 TEL: 06-6943-6783 E-mail: URL: https://fpic-osaka.org/

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【家事関係】婚姻関係の維持又は解消、内縁関係の維持又は解消、子の監護(養育費、面会交流など)に関する紛争 対応可能地域:近畿

アピールポイント

1. 元家庭裁判所調査官、元裁判官、元家事調停委員、弁護士など長年家事調停に携わってきた専門家が調停人となり、当事者間で合意ができるように中立の立場で対話を進めます。
2. 日曜・休日・夜間を含め、当事者の御希望に沿った時間帯での開催に、可能な限り応じます。
3. 調停期日5回又は3か月の早期解決に努めます。
4. 訴訟費用に比べ、経済的に安い。
5. 調停手続は非公開です。
6. 申込前の事前相談は無料で行います。

手数料

申請手数料	申込時双方各3,000円
期日手数料	期日ごとに双方各10,000円
成立手数料	不要
その他	申込前事前相談は無料

実施方法

実施日時	受付は月～金午後1時30分～4時30分、調停実施は午前10時、午後3時、6時など個別の事情を考慮して設定します。(但し、夏季・冬季の休業日を除く)
手続実施者の構成	元家庭裁判所調査官、元裁判官、弁護士、元家事調停委員の調停人候補者の中から男女2名を指名
解決までの標準期間	5回以内の期日又は3か月以内の早期解決に努めます。
オンラインによる申込み	メールでの申込みについては検討中です。
オンライン調停	オンライン調停についても実施に向けて準備中です。

解決事例・相談事例等

【解決事例】

1. 離婚調停:親権者、養育費、面会交流と争点は多岐にわたっていたが、調停人が双方の主張を整理して調停進行に務めた結果、申込みから1か月半で早期解決に至った。公正証書作成をサポートし、当事者双方から感謝された。
2. 面会交流調停:相談室が面会交流の支援を行っていた事例。今後、当事者だけで面会交流を実施するためのルールを定めることを目的に調停を行った。調停人への信頼があったこともあって助言に耳を傾け、申込みから1か月で成立した。
3. 夫婦関係調整事件:調停進行中に当事者に3か月の熟慮期間を設けてじっくり考えさせたことにより、相互に相手の心情を理解するようになり、申込みから約6か月で円満調停が成立した。

【相談事例】 事前相談予定日を設定したものの、当事者間で解決が図られた事例、当事者の一方が精神的に不安定で、裁判所ではなく民間を利用したいと弁護士から相談があった事例、面会交流の実施についての相談等があります。

その他特記事項等

FAX 06-4792-7535 その他詳細な情報は、当センターホームページや欄外URLを御覧ください。

・詳細は、こちら(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0027.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報					
事業者名	兵庫県弁護士会				
住所	神戸市中央区橘通1丁目4番3号				
名称	兵庫県弁護士会紛争解決センター				
	TEL: 078-341-8227				
	E-mail:				
	URL: http://www.hyogoben.or.jp/konnatoki/index-06.html				
取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)					
【紛争の分野】 民事に関する紛争(全般) ※ 多重債務問題については取り扱っていません。					
【対応可能地域】 特に制限はありませんが、手続は兵庫県弁護士会にて実施します。					
アピールポイント					
<p>金銭トラブル、交通事故、離婚、遺産相続、境界問題、建築紛争など広く民事紛争全般を取り扱っています。</p> <p>あっせん手続には、登録期間(裁判官・検察官の登録年数を含む)5年以上の弁護士が担当します。また、紛争類型に応じた候補者名簿を作成し事案に即した弁護士が担当します。</p> <p>過去の取扱件数については、最下部(その他特記事項等)をご参考ください。</p>					
手数料					
申請手数料	22,000円 ただし、兵庫県弁護士会総合法律センターの有料法律相談(5,500円)を利用した申立ては16,500円				
期日手数料	なし				
成立手数料	100万円までの場合 8.8% 100万円を超え300万円までの場合 5.5%+3万3千円 300万円を超え3,000万円までの場合 1.1%+16万5千円 3,000万円を超える場合 0.55%+33万円				
実施方法					
実施日時	平日 午前10時～午後5時				
手続実施者の構成	弁護士1名を原則としています。				
解決までの標準期間	3か月程度				
オンラインによる申込み	行っておりません。				
オンライン調停	行っておりません。				
解決事例・相談事例等					
【解決事例】 損害賠償請求事件(交通事故、リフォームトラブル、セクハラなど)、 建物明渡請求事件、相隣関係事件など					
その他特記事項等					
	受理件数	終了件数	終了件数の事由の別		
			①和解成立	②相手方の不応諾	③その他(打切など)
令和2年度	11	13	3	2	8
平成31年度	14	12	5	2	5
平成30年度	12	11	5	2	4

・詳細は、こちら(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0020.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	兵庫県司法書士会
住所	兵庫県神戸市中央区楠町2丁目2番3号
名称	兵庫県司法書士会調停センターぽると
	TEL: 078-341-6554
	E-mail:
	URL: https://www.shihohyo.or.jp/porto/

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【紛争の分野】民事に関する紛争(紛争の価額が140万円以下のものに限る。)
【対応可能地域】兵庫県のみ対応可能。

アピールポイント

- 調停申込費用は「3,300円(税込)」のみです。
- 司法書士の調停人が公正・中立な立場で当事者同席による話し合いを円滑に進め、問題の解決を目指します。
- 兵庫県内で生じた紛争に限らず、兵庫県司法書士会館(神戸市)に当事者が出頭できる事案には対応します。
- 当センター利用のために無料相談を実施しています。お気軽にご相談ください。

手数料

申請手数料	3,300円(税込)
期日手数料	なし
成立手数料	なし
その他	上記の他、閲覧・謄写費用、証明書発行手数料があります。

実施方法

実施日時	原則、月～金(祝日除く)／午前9時～午後5時 これ以外は要相談
手続実施者の構成	司法書士2名による構成を原則
解決までの標準期間	約2か月間
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可

解決事例・相談事例等

【解決事例】

- ・被相続人の入院費用の未払いについて、病院から相続人を相手方とする申立があり、調停を実施。相手方が滞納費用を分割払いすることで合意が成立。
- ・中古住宅を「雨漏りは修理済み」と仲介業者から確約されて購入したが、入居後、雨漏りが発生。売主は売買契約に「瑕疵担保責任を負わない」特約があることを理由に雨漏り修理代金の支払いを拒否していたために買主が申立。修理代金の半額+α円を売主が支払うことで合意が成立。

その他特記事項等

こんなときにぽるとを使ってください！
 ▼費用面で専門家に依頼できない(「知人に貸した10万円を返してもらいたい」など)。
 ▼滞納している家賃を払いたくても払えない。大家さんと交渉したい。
 ▼自転車で物損事故を起こしてしまった。
 ▼会社から給料を払ってもらえなくて困っているんです。
 ▼一括返済を求められている借金。分割にしてもらえないか。
 詳しくは《調停センター「ぽると」》で検索してくださいね！

・詳細は、こちら(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0127.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	兵庫県社会保険労務士会
住所	兵庫県神戸市中央区下山手通7丁目10番4号 兵庫県社会保険労務士会館
名称	社労士会労働紛争解決センター兵庫 TEL: 078-360-4864 E-mail: sr-hyogo@sr-hyogo.gr.jp URL: http://www.sr-hyogo.gr.jp

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

- ・労使関係(解雇・賃金・労働時間・人事・ハラスメント・人間関係・職場環境)
- ・あっせん手続は原則、神戸市のセンター所在地で実施します。
- ・紛争発生地域、対象者については地域の制限はありません。

アピールポイント

- ・当センターは、労務管理の専門家であり、紛争解決手続代理業務試験に合格した、特定社会保険労務士があっせん委員となり、トラブルの当事者の言い分を聴くなどしながら、その知見と経験を活かして、個別労働関係紛争を、「あっせん」という手続により解決する機関です。
- ・当センターでのあっせん手続は、原則、平日の午前10時から午後5時に実施しますが、利用者の利便性向上のため、毎月第2土曜日の午前10時から午後8時までの時間帯にも実施することができます。また、実施場所は兵庫県社会保険労務士会館内(神戸市)のほか、尼崎市、姫路市においても可能となっています。
- ・当センターは、兵庫県社会保険労務士会が開設する、総合労働相談所(無料相談所)と連携し、トラブルの解決に当たります。

手数料

申請手数料	1件 11,000円(税込)(ただし、令和5年5月31日まで無料としています。)
期日手数料	なし
成立手数料	なし
その他	なし

実施方法

実施日時	平日/午前10時～午後5時 毎月第2土曜日/午前10時～午後8時
手続実施者の構成	原則/特定社会保険労務士2名・申立事案により弁護士が加わる場合あり
解決までの標準期間	約1か月
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可

解決事例・相談事例等

- ・解雇に関する労使間のトラブル
- ・賃金、残業代などの未払に関するトラブル
- ・パワーハラスメントに関するトラブル

その他特記事項等

社労士会労働紛争解決センター兵庫における、手続の流れや、よくある質問(Q&A)は

<http://www.sr-hyogo.gr.jp/solution/>



認証ADR機関の基本情報	
事業者名	兵庫県土地家屋調査士会
住所	兵庫県神戸市中央区楠町2丁目1-1
名称	境界問題相談センターひょうご TEL: 078-341-8280 E-mail: center@chosashi-hyogo.or.jp URL: http://www.chosashi-hyogo.or.jp/adr/index.htm
取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)	
【生活環境関係】土地の境界に関する紛争(兵庫県内の土地を対象)	
アピールポイント	
<ul style="list-style-type: none"> ・当センターは、平成24年の認証取得後、土地の境界が不明なことに起因する紛争の解決機関として、着実に実績を積み重ねております。 ・受付面談手続で土地家屋調査士が事例の整理をお手伝いします。 ・利用者の利便性を考慮した運営を行っており、令和8年3月31日までは、調停手続における期日手数料は無料です。 ・調停が開始された場合は、6か月6回以内をめどに成立を目指します。 	
手数料	
申請手数料	10,000円(税込)
期日手数料	10,000円(税込) ただし、令和8年3月31日まで無料
成立手数料	300,000円
その他	上記のほか、資料調査費用、測量費用、閲覧謄写手数料等があります。
実施方法	
実施日時	月曜日～金曜日/午前9時～午後5時まで
手続実施者の構成	弁護士1名、土地家屋調査士2名構成を原則
解決までの標準期間	約6か月間
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可
解決事例・相談事例等	
【解決事例】 土地境界線の認識が相違すること及び越境物に関するトラブルについて、調停の結果、当事者双方による測量を行い、その結果に基づいて和解が成立した。	
【想定事例】 <ul style="list-style-type: none"> ・土地境界線の認識が相違することに伴うトラブル ・土地境界線の越境物に関するトラブル ・境界標識に関するトラブル 	
その他特記事項等	
<ul style="list-style-type: none"> ・相手方不応諾時には、手数料を半額返還します。 	

・詳細は、こちら(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0115.html>)を御覧ください。



認証番号【111】

認証年月日 平成24年2月22日

令和4年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報	
事業者名	兵庫県行政書士会
住所	兵庫県神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー13階
名称	行政書士ADRセンター兵庫 TEL: 078-371-8823 E-mail: adr@hyogokai.or.jp URL: http://www.hyogokai.or.jp/adr/
取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)	
<ul style="list-style-type: none">○ 自転車事故に関する紛争○ 愛護動物に関する紛争○ 居住用賃貸物件に関する敷金返還又は原状回復に関する紛争○ 外国人の職場環境・教育環境に関する紛争 (※兵庫県のみ対応可能)	
アピールポイント	
<ul style="list-style-type: none">○ 兵庫県行政書士会では社会貢献活動への取り組みを行うため法務大臣に認証申請を行い、紛争分野への活動を行うことが認められた民間事業者です。○ 裁判によらずに話し合いによって柔軟な解決を図るためのサポートを調停人候補者である行政書士が調停人となって行います。	
手数料	
申請手数料	11,000円
期日手数料	5,500円(※第1回及び第2回調停手続の期日手数料は不要です。)
成立手数料	和解契約により解決された経済的利益の額により異なります。
その他	希望する場所で調停手続を実施する場合、調停人の日当及び交通費が必要となります。また、別途宿泊費が必要となる場合もあります。
実施方法	
実施日時	原則、毎月第2、4木曜日 13時から16時
手続実施者の構成	行政書士調停人2名(弁護士調停人が関与する場合があります。)
解決までの標準期間	おおむね3ないし4回の話し合いで、約3か月程度を予定しています。
オンラインによる申込み	実施していません。
オンライン調停	実施していません。
解決事例・相談事例等	
解決事例ー自転車トラブル 相談事例ー①ペットの医療関係 ②居住用賃貸物件原状回復のトラブル ③歩行中、自転車との接触	
その他特記事項等	
新型コロナウイルス感染症拡大防止等のための協力のお願いや調停手続を中止する場合などもあります。その他、当センターの詳細については、欄外のURLや当会のホームページを御覧ください。	

・詳細は、こちら(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0111.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報	
事業者名	奈良県社会保険労務士会
住所	奈良市西木辻町343番地1 奈良県社会保険労務士会館
名称	社労士会労働紛争解決センター奈良 TEL: 0742-23-6070 E-mail: narakai@nara-sr.com URL: https://www.nara-sr.com
取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)	
【労働関係】労働関係紛争（解雇・退職・ハラスメント・職場環境） ～ 解雇、出向、配転、サービス残業、パワハラ、セクハラ、いじめ、嫌がらせなど ※奈良県内に当事者の住所や所在地がある場合又は奈良県内で発生した紛争が対応可能です。	
アピールポイント	
<ul style="list-style-type: none"> ・ まずは、奈良県社労士の無料相談室(0742-23-3917)で気軽に相談できます。 ・ 個々の労働者と事業主との間の紛争を、中立公正な立場で円満解決を目指します。 ・ 労働紛争解決の経験豊富な「特定社会保険労務士」が柔軟な「あっせん(和解の仲介)」を行います。 ・ 申立てから解決までの手続が比較的速やかに行われます。 ・ 申立費用は無料です。(令和5年3月末日まで) 	
手数料	
申請手数料	11,000円(税抜10,000円) ただし、令和5年3月31日まで無料
期日手数料	不要
成立手数料	不要
その他	通訳や出張等の手続に伴い費用が発生する場合は、あらかじめ御相談します。
実施方法	
実施日時	「あっせん」は、原則として毎週月曜から金曜及び第2土曜 9時から17時
手続実施者の構成	特定社会保険労務士2名(事案により弁護士が加わる場合あり)
解決までの標準期間	約1か月間
オンラインによる申込み	未実施
オンライン調停	未実施
解決事例・相談事例等	
【解決事例】 解雇に伴う和解解決金の調整 未払残業代の請求 職場環境に関する労使間のトラブル 賃金引下げに関するトラブル	
その他特記事項等	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 裁判より早く、無料で円満解決をサポートします！ ・ 労働者の方からも事業主の方からも申立てができます！ ・ これまでの実績では、「あっせん」が開催された場合の和解率は90%です！ 	
	

・詳細は、こちら(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0102.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報	
事業者名	奈良県行政書士会
住所	奈良県奈良市高天町10-1 (株)T. T. ビル3階
名称	行政書士ADRセンター奈良 TEL: 0742-95-5400 E-mail: gyosei@gyoseinara.or.jp URL: https://www.gyoseinara.or.jp/
取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)	
【交通事故関係】奈良県内の自転車事故に関する紛争 【生活環境関係】奈良県内の外国人の職場環境・教育環境に関する紛争	
アピールポイント	
<紛争解決にふさわしい調停人を案件ごとに選任> 専門的な知識と豊かな人生経験を有し、所定の研修を修了した調停人を、事案の性質に応じて選任します。 <センター以外の場所での調停> ご要望により、センター以外の場所での調停にも対応します。(ただし、交通費及び日当を必要とします。)	
手数料	
申請手数料	4,000円
期日手数料	4,000円
成立手数料	合意書に示された紛争解決額の100分の5 ただし最低金額4,000円
その他	センター以外の場所での調停を実施した場合の交通費及び日当
実施方法	
実施日時	毎週火曜日、木曜日(午前10時から午後4時まで)
手続実施者の構成	行政書士1名、弁護士1名
解決までの標準期間	約3か月
オンラインによる申込み	対応していない。
オンライン調停	対応していない。
解決事例・相談事例等	
【交通事故関係(相談事例)】 自転車と歩行者の衝突、自転車と自転車との衝突回避による転倒 【生活環境関係(想定事例)】 外国人に対する職場ハラスメント、外国人の職場での待遇についての不満、外国人の就学者に対するいじめ、外国人に関する学校クレーム	
その他特記事項等	
<納得のいく解決> 申立人と相手方が、調停人を挟んで話し合いを行いますので、実質的な解決になり、各々が納得のいく結果を目指せます。 <経済的> 申込をされた後でも、相手方が応諾されなかった場合は、原則として申込手数料は返金します。	

・詳細は、こちら(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0144.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報	
事業者名	和歌山弁護士会
住所	和歌山市四番丁5番地
名称	和歌山弁護士会紛争解決センター TEL: 073-422-4580 E-mail: URL: http://www.wakaben.or.jp/
取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)	
★紛争の分野 【民事一般】民事に関する紛争(全般) ★対応可能地域 全国の紛争を取り扱い可能(ただし、対応は事業者の事務所または和歌山県内でのみ。また、本人での申立の場合は、和歌山弁護士会所属の弁護士による法律相談を経る必要があります(アピールポイント欄をご参照ください。))	
アピールポイント	
★経験豊かな弁護士があっせん人となり、公正な立場に立ちつつ当事者の主張に傾聴し柔軟な手続運営を行うことにより、公正・迅速かつ妥当な紛争解決を強力にサポートいたします。 ★申立ては、「弁護士が代理する」か、「弁護士による法律相談を経た上でその弁護士による紹介状を添付する」が必要になります。弁護士による法律相談については、和歌山弁護士会ホームページの「弁護士に相談したい」をご参照いただくか、和歌山弁護士会までお電話にてお問い合わせください。 ★申立ての方法や、申立書、紹介状の書式は、和歌山弁護士会のホームページにも掲載されておりますので、そちらもご参照ください。 ★障害者が障害を理由に退職を勧められた等の障害者差別事例を扱えるように体制を整備しました(障害者なんでもADR)。詳細はその他特記事項等欄をご参照ください。	
手数料	
申請手数料	11,000円(税込)
期日手数料	なし
成立手数料	解決額により異なります。詳細は欄外のURLをご参照ください。
その他	事件の審理に必要な鑑定料、旅費等が発生した場合はその実費を当事者にご負担いただきます。
実施方法	
実施日時	受付業務は月曜日から金曜日までの午前9時～正午、午後1時～午後4時(祝日を除く)
手続実施者の構成	弁護士2名(主担当1名、補助者1名)
解決までの標準期間	1か月～3か月
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可
解決事例・相談事例等	
【解決事例】 <ul style="list-style-type: none"> ・不動産・住宅に関する紛争(売買契約、売主への修繕費用請求) ・労働に関する紛争(ハラスメント、解雇、退職時のトラブルなど) ・刑事事件の被害者と加害者との民事的な紛争(損害賠償・慰謝料等請求) ・住宅のリフォームに関する紛争(リフォーム代金のトラブルなど) 	
その他特記事項等	
★相手方があっせん手続に応じなかった場合には申請手数料の半額を返還します。ただし、返還には条件があります。 ★障害者なんでもADR 「車いすという理由で、お店や乗り物の利用を断られた。お店や乗り物の会社と話し合いたい」、「会社に通院休暇を認めてもらうため、勤めている会社と話し合いたい」、「長時間集中することが難しい。テストや授業の受けかたを調整してもらうために学校側と話がしたい」。そんなときは障害者なんでもADRをご利用ください。 差別事例については、案件により、社会福祉士の協力も得て解決を目指します。 情報保障に配慮したパンフレットも用意しています。	

・詳細は、こちら(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0139.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	和歌山県社会保険労務士会
住所	和歌山県和歌山市北出島1丁目5番46号
名称	社労士会労働紛争解決センター和歌山 TEL: 073-425-6584 E-mail: wasyarou@sr-wakayama.jp URL: http://www.sr-wakayama.jp/

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

労働関係紛争(和歌山県のみ対応可能)

アピールポイント

簡易、迅速、公平、低廉に紛争解決を図る機関です。

手数料

申請手数料	11,000円
期日手数料	不要
成立手数料	和解契約金額の5%の額を両当事者が折半
その他	

実施方法

実施日時	原則 水曜日/午後5時30分～午後9時 と 土曜日/午前10時～午後5時
手続実施者の構成	特定社会保険労務士2名、弁護士1名(事案によってはあっせん委員として加わる)
解決までの標準期間	おおよそ1か月
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可

解決事例・相談事例等

- ・就業規則、労働契約
- ・労働時間、休日、休暇
- ・人事、配置転換、出向
- ・退職、解雇
- ・セクハラ、パワハラ
- ・懲戒処分、損害賠償
- ・賃金、割増賃金、退職金
- ・安全衛生、労災事故、労災補償 など

その他特記事項等

その他詳細な情報は、当会のホームページや欄外URLを御覧ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	和歌山県土地家屋調査士会
住所	和歌山県和歌山市四番丁7番地
名称	境界問題相談センターわかやま TEL: 073-248-0111 E-mail: wacho@chive.ocn.ne.jp URL: http://chosasi-wakayama.jp/

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【生活環境関係】 土地の境界に関する紛争

アピールポイント

- ・境界の専門家である「土地家屋調査士」と法律の専門家である「弁護士」が協働で土地の境界に関する紛争解決のお手伝いをします。
- ・境界問題でお困りの方は無料にて「受付面談」(持参資料の確認、境界紛争の概要の把握等)を実施しておりますので、お気軽に御相談下さい。

手数料

申請手数料	22,000円(税込)
期日手数料	22,000円(税込)(第1回目は無料)
成立手数料	220,000円(税込)
その他	資料調査費用、測量・鑑定費用、閲覧等手数料等があります。

実施方法

実施日時	月～金/午前10時～午後5時
手続実施者の構成	土地家屋調査士2名と弁護士1名
解決までの標準期間	約6か月
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可

解決事例・相談事例等

【相談事例】 土地の境界に関する隣接者とのトラブル

その他特記事項等

境界問題相談センターわかやまでは筆界特定により特定された境界に、境界標識を設置するための手続(調停)を有料で行います。

認証ADR機関の基本情報	
事業者名	和歌山県行政書士会
住所	和歌山市九番丁1番地(中谷ビル2F)
名称	行政書士ADRセンター和歌山 TEL: 073-432-9775 E-mail: waka_gyosei@galaxy.ocn.ne.jp URL: http://www.g-wakayama.org/
取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)	
【生活環境関係】外国人の職場環境等に関する紛争 【交通事故関係】自転車事故に関する紛争 ※ 和歌山県のみ対応可能	
アピールポイント	
<ul style="list-style-type: none"> ・調停では弁護士に加えて、紛争分野について専門的知見を有する行政書士が調停人を務めます。 ・調停人を務める行政書士は、全員が当ADRセンターの実施する研修を終えており、調停に関する十分なスキルを備えています。 ・当事者同席での対話促進型調停によって、迅速に双方が満足できる解決を目指します。 	
手数料	
申請手数料	5,500円
期日手数料	不要
成立手数料	不要
その他	不要
実施方法	
実施日時	月曜日/水曜日/金曜日の午後1時～午後4時
手続実施者の構成	行政書士2名、弁護士1名
解決までの標準期間	約3か月間
オンラインによる申込み	対応していません。
オンライン調停	実施していません。
解決事例・相談事例等	
〈取扱いが想定される事例〉 <ul style="list-style-type: none"> ・自転車と自転車とが衝突したことによる損害賠償請求に関する紛争 ・自転車と歩行者とが衝突したことによる損害賠償請求に関する紛争 ・自転車が引き起こした物損事故についての損害賠償請求に関する紛争 ・外国人の就労・就学をめぐる生じた慰謝料等の支払に関する紛争 	
その他特記事項等	
<ul style="list-style-type: none"> ・事前相談は無料です。安心して御利用ください。 ・手数料については減額もしくは免除される場合がありますので、お気軽にお申し出ください。 ・その他、手続に関しても御要望がありましたら、遠慮なくお申し出ください。 	

・詳細は、こちら(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0072.html>)を御覧ください。

